

# 火災と高齢者



## 大河内 美保

消防審議会委員 (主婦連合会副会長)

「大切なのは命を守ること、対策はスプリンクラーをつけるか人を増やすしかない」とは、グループホーム「やすらぎの里さくら館」の火災を受けてつくられた防火安全対策検討会席上、消防関係委員による発言の一部です、わたしはたいへん共感を覚えました。

長寿社会を迎えている日本で、受け皿になる施設も急増傾向を示しています。今回のようなグループホームは、認知症の方が家庭的雰囲気の中で暮らす施設なので、木造の民家を改造したものが多く、火災に対しての対策には、避難訓練の困難さも加わり、職員の努力だけでは、なかなか手がまわらないのが現状です。

年輪を重ね人生の最終章を穏やかに過ごせるかどうかは、地域の必要に応じて増えてきた民間施設が重要な役割を担っていくことは間違いないのですが、個人の努力に頼る防火体制では、対応が様々になって責任が重すぎます。スプリンクラーなどの消火設備であれば初期投資は大変でも安全性は飛躍的に高まるのではないのでしょうか。

厚労省の推計によれば2025年は「認知症高齢者」と「寝たきり老人」の数が230万人、また誰が介護しているかの調査では妻が夫を19.7%、夫が妻を17.8%、合わせると全体の37.5%に及ぶそうです。夫婦二人や一人暮らし世帯、70代の子が90代の親を介護している老老介護が、今後ますます増え続けていくことは避けられないでしょう。この人たちの住居は一体どうなっているのかといえば、新聞TV等で報道される火災に伴う死者の中に高齢者が目立ち、老朽化した木造住宅に暮らしていることが容易に想像がつきます。

平成16年の建物火災における死者数は1,159人(放火自殺者を除く。)、そのうち89.6%の1,038人が住宅火災の被害者で65歳以上が6割を占めているとの高い数字を示し、その厳しさと対策の必要性が強く求められています。大きな火災があるたびに消防法は強化され、病院・デパート・劇場といった施設の火災は安全性が高まっているのに比べ、一般住宅だけは焼死者が増加しており、急務の課題は、高齢者への対策ということになります。

一昨年に消防法改正で決まった住宅への火災警報器の設置義務付けは、住宅火災被害を止める対策として今年6月から新築を対象として始まります。心配なのは、一番必要としている高齢者は新築住宅に住み替える方が少ないことです。高齢者の大半が住んでいる既存住宅への火災警報器の普及も、所得の少ない高齢者にとって取付け負担が大きすぎて遅れてしまいそうです。設置には「火災による死者を減らそう」という各自治体の広報の工夫や必要な世帯へ無料で配るなど予算も含めた努力が必須でしょう。消防庁も「大切なのは命を守ること」の視点から高齢者に重点を置いた対策を今まで以上に進めることが求められています。

# 消防の動き



平成18年  
5月号

No. 422

- 救急需要対策に関する検討会（報告書）概要  
救急搬送業務における民間活用に関する検討会（報告書）概要
- 認知症高齢者グループホーム等における防火安全対策検討会報告書の概要について
- 消防庁で初めてヘリコプターを導入  
～充実の装備で活動力を強化～

FDMA  
住民とともに

総務省消防庁  
Fire and Disaster Management Agency



## 救急需要対策に関する検討会（報告書）概要

救急企画室

### 1 検討の背景

近年、救急出場件数が増大する一方で、救急隊数は微増にとどまっていることから、救急業務における需給ギャップが拡大し、現場到着所要時間が遅延する傾向にある。（図1、図2）

このような中、平成17年6月には「消防力の整備指針」（平成12年消防庁告示第1号）が改正され、消防隊員と救急隊員との兼務基準が設定されるとともに、救急自動車に搭乗すべき救急隊員数について医療従事者が同乗する転院搬送時の緩和が図られる等、増加する救急需要への対応が図られてきた。しかしながら、高齢化の更なる進展等に伴い、今後も救急需要が増加し続けることが予想され、地域によっては、真に緊急を要する傷病者への対応が遅れ、救命率に影響が出るのが懸念されている。

一方、「規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申」（平成16年12月24日、規制改革・民間開放推進会議）においては、福祉等で扱う分野の搬送、病院を中心としたいくつかの搬送等、一定の搬送等については民間を活用すべきであると指摘されている。

このような状況を受け、消防庁においては、平成17年度に「救急需要対策に関する検討会」を設置し、救急需要対策に関する総合的な検討を行った。

そのポイントを以下に示す。

### 2 取り組むべき対策（主なもの）

#### （1）119番受信時等における緊急度・重症度の選別（トリアージ）

- ・ これまでは、緊急度・重症度にかかわらず即時に直近の救急隊を出動させてきたが、需要増大の中で「救命率の向上」を図るためには、緊急度・重症度が高い要請に対してより迅速に対応するとともに、悪質な頻回利用やタクシー代わりへの不出動・不搬送をはじめ、

図1 救急隊数と救急出場件数の推移（全国）

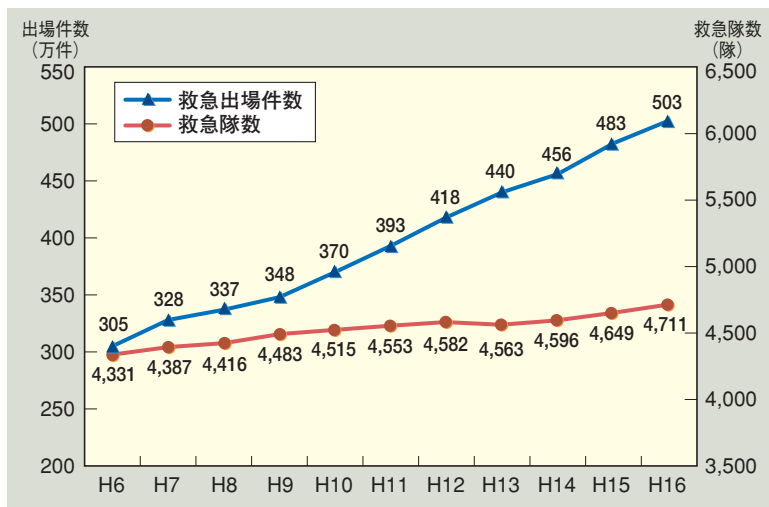
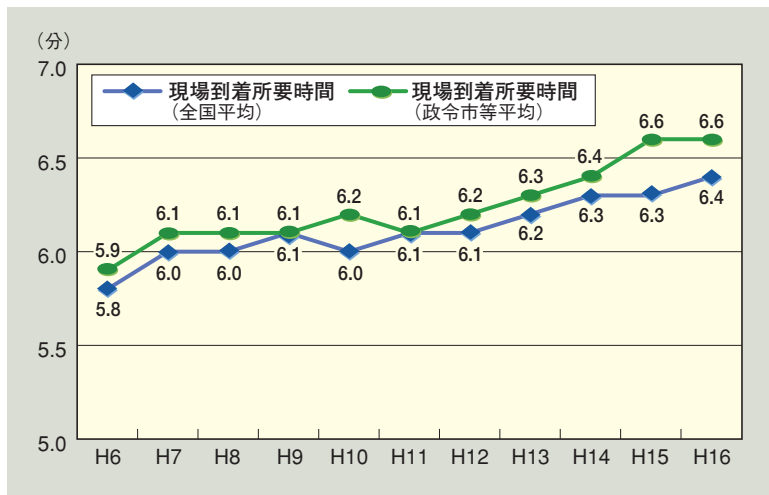
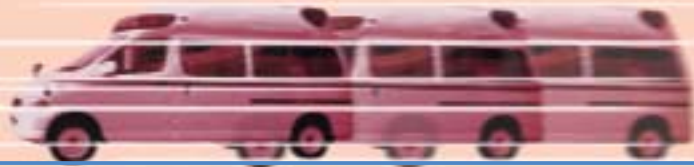


図2 現場到着所要時間の推移グラフ





優先度の低い事案に対する対応のあり方を検討することが必要。

- ・このため、119番受信時や救急現場でのトリアージに向けて内因性の疾患を中心として「選別基準」と具体的な事案を当該基準にあてはめる際の「運用要領（プロトコル）」の作成に着手した。
- ・本検討会では、平成18年度は、内因性の精度を高めるとともに外傷事案や軽症事案の分析結果を加え、実用化に向けた試行を重ねることが必要である。

## (2) 軽症利用者等への対策

- ・症状は軽微だが「交通手段がない」「どの病院に行けばよいか不明」といった要請に対しては、民間の患者等搬送事業者など代替的な移送サービスや病院情報の提供を行うこと（東京消防庁の民間コールセンター事業や横浜市安全管理局の救急医療情報センターの活用など）が効果的であり、このサービスの利用を促進。
- ・また、利用者の便宜を考慮し「#8119」等の簡易なコール番号サービスを活用。
- ・悪質な頻回利用者に対しては、不出動・不搬送などの毅然とした対応も必要。

## (3) 病院救急車の活用

- ・病院間の転院搬送は全救急搬送の1割近くを占める一方で、相当数の病院救急車が十分に活用されていないのが実態。
- ・病院救急車は、これまで当該病院のみでの利用に限られていたため、経費負担が大きかったが、今般、複数病院間での共同活用や運用にあたって民間搬送事業者を活用したモデルを普及させることにより病院救急車の利用促進を図るべき（詳細を、後述の「救急搬送業務における民間活用に関する検討会（報告書）概要」に示す）。

## 3 まとめ

需要が増大する中、前記（1）～（3）の対策などにより、真に緊急を要する傷病者への対応が遅れることのないよう、万全の措置を講じるべきである。

これらの救急需要対策を講じてもおお十分でない場合には、さらに救急行政の予算・体制の拡充の検討を行うとともに、救急サービスの有料化についても国民的な議論の下で、様々な課題について検討しなければならない。

### 救急需要対策に関する検討会委員

(座長)

山本 保博（日本医科大学救急医学教室主任教授）

(委員)

赤坂 勝雄（仙台市消防局警防部長）

朝日 信夫（救急振興財団副理事長）

井関 和彦（藤井寺市長）

小川 輝明（京都市消防局安全救急部長）

坂本 哲也（帝京大学医学部救命救急センター教授）

櫻井 敬子（学習院大学法学部教授）

島崎 修次（杏林大学医学部救急医学講座教授）

鈴木 正弘（東京消防庁救急部長）

関澤 愛（東京大学工学部教授）

高橋 規夫（横浜市消防局警防部長）

谷口 隆（厚生労働省医政局指導課長）

南 砂（読売新聞東京本社編集局解説部次長）

山崎 登（日本放送協会解説委員）

雪下 國雄（日本医師会常任理事）

(五十音順・敬称略)



## 救急搬送業務における民間活用に関する検討会（報告書）概要

救急企画室

### 1 経緯

平成17年3月にとりまとめられた報告書「消防力の整備指針について」（消防力の整備指針に関する調査検討会）の中で、救急需要が増加の一途をたどっている状況を踏まえ、「一定の出動業務や患者等の搬送業務への民間活用等」について、今後検討を深めていく必要があるとされており、また、「規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申」（平成16年12月24日、規制改革・民間開放推進会議）においては、救急搬送業務における民間の活用について、課題の洗い出しやその解決のための関係機関による検討・協議の場を設けるべきであり、その結論を踏まえ、福祉等で扱う分野の搬送、病院を中心としたいくつかの搬送等、一定の搬送等については民間委託、民間委譲を推進すべきであると指摘されていたことを踏まえ、平成17年度に消防庁において民間搬送事業者及び病院救急車について検討を行った。

### 2 現状と課題

我が国における救急業務は、国民の生命・身体を事故や災害等から守り、安心・安全な社会を確保するために行われ、消防機関の業務として、深く定着している。したがって、今後、高齢化のさらなる進展等により救急需要がさらに増加しても、消防機関が対応するべき緊急性のある傷病者の搬送に関しては、引き続き、消防機関が迅速かつ的確な対応を行うべきである。

しかし一方で、必ずしも緊急性があるものばかりではなく、民間の患者等搬送事業者の活用に期待できるものも多い。また、緊急性のあるものも含め、転院搬送のように、病院救急車の活用が期待できる場合もある。

現在、救急需要が増大し現場到着所要時間が遅延傾向にある中、民間搬送事業者の搬送車や、病院救急車が「適当な搬送手段」として機能するようになれば、救命効果の向上に相当寄与するものと考えられ、これらが円滑に活用されることが望ましい。

### 3 対応策

#### （1）民間の患者等搬送事業者の有効活用に資する具体的方策

#### 1）車椅子のみが固定できる車両に対する消防機関の認定

患者等搬送事業の質を担保しつつ、民間の患者等搬送事業者がより円滑に事業を行えるよう、患者等搬送事業指導基準等における事業認定の要件を緩和し、車椅子のみが固定できる車両をもって行う患者等搬送事業についても事業認定の対象とした。

車椅子のみが固定できる車両をもって行う患者等搬送事業については、ストレッチャーが固定される車両による搬送事業と比べ、重症度が低い患者等の搬送を主とすることが多いと考えられるため、別の認定基準を設けることとした。（図1）









#### 2）料金設定

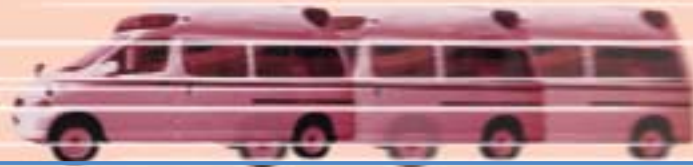
患者等搬送事業者の認知度を向上させ、利用の増加を図るため、タクシー料金体系、ハイヤー料金体系のいずれとも異なる、独立した患者搬送等事業の料金体系が定められることが望ましい。

#### 3）患者等搬送事業者の標示方法

点滅及び光度の増減がない灯火については、義務付けられた灯火と紛らわしい灯火（赤色、橙色、白色及び青紫色等の灯火）や明るい灯火（300cdを超える明るさの灯火）を除き、現在においても備えることができ、さらに、車体のデザインや標示等に関する特段の規制はないことから、これらを工夫することによっても、患者等搬送用自動車であることを周知することができる。

図1 患者等搬送事業指導基準（対照表）

ストレッチャー及び車椅子		車椅子のみ固定できる車両	
乗務員の要件 	●消防機関が行う講習を終了した者（24時間）	乗務員の要件 	●消防機関が行う講習を終了した者（16時間）
運行体制（乗務員の数） 	●車両1台につき2名 ●入退院の場合や医師、看護師が同乗する場合⇒1名とすることができる。	運行体制（乗務員の数） 	●車両1台につき1名以上とする ●搬送中に容態急変の可能性が高い場合等については、医師等を同乗させる。又は乗務員数を2名以上とする等、対応に必要な乗務員、及び乗務員数をもって業務を行わせること。
患者等搬送用自動車の要件 	●ストレッチャー及び車椅子を確実に固定できる構造の車両	患者等搬送用自動車の要件 	●車椅子を確実に固定できる構造の車両
積載資器材 	●現行の積載資器材（19品目）任意積載資器材としてAEDを加えた。	積載資器材 	●必須15品目、任意5品目



#### 4) 患者等搬送事業者の紹介

電気通信事業者のサービスとして、既に厚生労働省が小児救急医療相談事業として「#8000」といった短縮コールを実用化しており、患者等搬送事業者の紹介においても、例えば「#8119」といった形式での短縮コールの使用についても、今後消防機関等において検討されるべきである。

#### (2) 医療機関における救急自動車の活用について

##### 1) 民間事業者を活用した複数医療機関における病院救急車の運用について

複数医療機関における救急自動車の共同活用が進めば、一医療機関あたりの運用経費は軽減されると考えられ、また、民間事業者の車両や運転者を活用することでフレキシブルな運用をはかることができ、病院救急車の運用を円滑化することができる。

今回は一定の条件が必要となるが、「民間事業者の車両の運用」、「救急自動車運転業務の民間事業者への委託」を行うモデルを示した。(図2)

##### 2) 転院搬送を含めた病院前救護の協議体制について

今後の病院前救護のあり方については、消防機関、医療機関がそれぞれの役割を踏まえ、市民に最適な方法で実施することが必要である。

消防機関、医療機関等の関係者が、地域の実情にあった救急自動車運用に関し、本検討会で整理された事項を踏まえ、具体的運用方法を決定する必要があると考えられるため、救急需要の増加への対応が逼迫している政令市等の地域においては、今後の病院前救護の体制について、協議会を設置する等の方法で協議の場を設け、検討を進めるべきである。

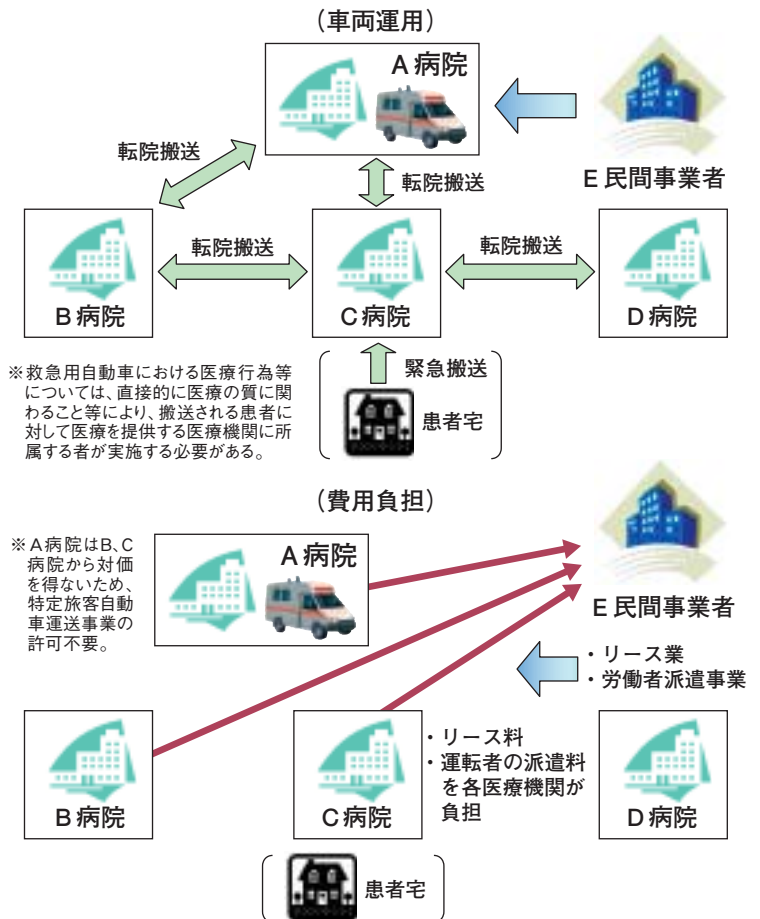
また、複数医療機関での共同利用や病院救急車運用の委託を含め、医療機関が緊急自動車である救急用自動車を運用するにあたっては、交通規制等の情報のやりとりが必要となる場合も想定し、関係機関との連携を十分に行う体制を確立し、無用の混乱を避ける必要がある。

## 4 国における検討

各地域において行われる具体的な検討と並行し、今後、更なる検討を要することとされた課題、及び各地域における具体的検討の際に抽出された課題については、国の関係省庁においても、引き続き検討を深める必要がある。

図2 病院救急車運用の民間委託

- ・救急用自動車(積載する医療用資器材を含む)に係る主たる管理責任者: A病院
- ・救急用自動車の業務に携わる従業者に対する管理監督責任者: 搬送される患者に対して医療を提供する医療機関の管理者
- ・A、B、C病院による民間事業者の救急自動車の効率化の利用
- ・かかる経費をA、B、C病院で負担
- ・①E事業者の車両の借り受け(リース)  
(A病院が救急用自動車(積載する医療用資器材を含む)に係る管理責任を有する)
- ・②運転業務をE事業者へ委託



#### 救急搬送業務における民間活用に関する検討会委員

(座長)

大森 彌 (東京大学名誉教授)

(委員)

朝日 信夫 (財団法人救急振興財団副理事長)

石井 隆之 (警察庁交通局交通企画課長)

島崎 修次 (杏林大学医学部救急医学講座教授)

鈴木 正弘 (東京消防庁救急部長)

谷口 隆 (厚生労働省医政局指導課長)

田端 浩 (国土交通省自動車交通局旅客課長)

松井 英樹 (札幌市消防局警防部長)

南 砂 (読売新聞東京本社編集局解説部次長)

雪下 國雄 (日本医師会常任理事)

(五十音順・敬称略)



# 認知症高齢者グループホーム等における防火安全対策検討会報告書の概要について

予防課

死者7名、負傷者3名が発生した長崎県大村市の認知症高齢者グループホーム「やすらぎの里さくら館」における火災（平成18年1月8日）を踏まえ、消防庁では、「認知症高齢者グループホーム等における防火安全対策検討会」を設置し、今回の火災の概要の把握と課題の整理、認知症高齢者等が入所する施設における消防用設備等及び防火管理等の防火安全対策のあり方について検討し、報告書を取りまとめました。

消防庁では、この報告書に基づき、関係省庁と協議を行い、速やかに政省令の改正を行っていきます。

2時34分、一次出動	大村消防署	5台	16名
2時57分、二次出動	諫早消防署	3台	7名
支援出動	(非番者等)	5台	20名
計		13台	43名

イ 消防団			
一次出動	7台	117名	(3個分団)
二次出動	3台	20名	(4個分団)
計	10台	137名	(7個分団)

## 1 火災の概要

### (1) 出火日時等

- ア 出火日時：平成18年1月8日(日) 2時19分頃(推定)
- イ 覚知日時：平成18年1月8日(日) 2時32分
- ウ 鎮圧日時：平成18年1月8日(日) 4時05分
- エ 鎮火日時 平成18年1月8日(日) 5時05分

### (2) 建物概要等

- ア 所在地 長崎県大村市陰平町2245-1番地
- イ 名称 グループホーム「やすらぎの里さくら館」
- ウ 構造 鉄筋コンクリート造一部木造平屋建て
- エ 面積 建築面積304.2㎡、延べ面積279.1㎡

### (3) 気象状況(平成18年1月8日 2時00分現在)

- 天候：曇り 風向：南南東 風速：1m/s
- 気温：0℃ 湿度：81%

### (4) 被害状況

- ア 死傷者等
  - ・死者7名(入所者7名：うち男性1名、女性6名)
  - ・負傷者3名(入所者2名、施設職員1名：女性3名)
- イ 焼損程度 279.1㎡(建物1棟全焼)

## 2 建物の使用状況等

### (1) 用途

福祉施設(消防法施行令別表第一(6)項口)

### (2) 収容人員等

- ア 収容人員 入所者9名、従業者9名、計18名(防火管理の義務なし)
- イ 火災時の在館人員 入所者9名、施設職員1名

### (3) 消防用設備等の設置状況

消火器、誘導灯

## 3 消防隊の活動概要

### (1) 消防隊の出場状況

- ア 消防本部

## 4 火災原因等の状況

### (1) 出火箇所

施設内北側の共用室居間ソファ付近

### (2) 出火原因

タバコによる失火については、十分考えられるものの可能性は低く、ライターによる着火についての可能性が高いと推察される。

### (3) 発見状況

仮眠中の女性職員が「パチパチ」という音に気づき、共用室に行くとソファなどが燃えており、炎は天井まで届き少し横へ広がっていた。

### (4) 初期消火状況

1名の施設職員が、ABC粉末消火器で初期消火を試みたが、消火できずに断念した。

### (5) 通報状況

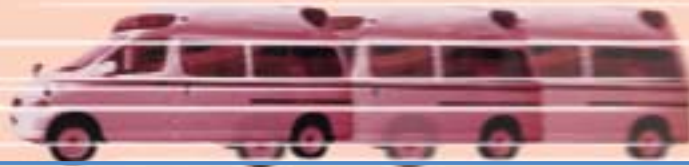
職員が助けを求めに施設外へ走り出て、県道を通行の1台目の車は通過したが、2台目のトラックが止まり、その運転手から渡してもらった携帯電話で通報した(110番)。

### (6) 避難・救出状況

避難誘導は、特に行われていない。職員及び駆けつけた警察官が、施設東側及び西側の居室(いずれも施設の南部分に位置する。)から、計4人を救出した。



火災発生後の「やすらぎの里さくら館」の外観



## (7) 延焼拡大状況

共用室居間から立ち上がった炎は、共用室の天井及び小屋裏へ延焼し、時間を置かず共用室に面する各居室へ延焼していったと考えられる。

## 5 認知症高齢者グループホームの法令上の位置付け

認知症高齢者グループホームとは、老人福祉法及び介護保険法の規定に基づく「認知症対応型老人共同生活援助事業（認知症対応型共同生活介護）」が行われる共同生活を営むべき住居として設けられた建築物をいう。

なお、認知症高齢者グループホームは、平成12年4月1日から介護保険法（平成9年法律第123号）が施行されたことに伴い設けられるようになったものであり、比較的新しい形態の施設である。

## 6 認知症高齢者グループホームの特性について

認知症高齢者グループホームの特性を整理すると、次のようになる。

- (1) 自力避難困難者が入所している場合、職員1人で火災時に全入所者を短時間で避難させることが困難である。
- (2) 建物構造は、防火上脆弱なものが多い

## 7 認知症高齢者グループホームの防火上の課題について

認知症高齢者グループホームの防火上の課題を人的要因及び施設の要因などの観点から整理すると、次のようになる。

- (1) 出火防止・着火防止に係る課題
- (2) 火災の早期発見に係る課題
- (3) 火災時の消防機関に対する通報に係る課題
- (4) 初期消火・延焼拡大防止に係る課題
- (5) 避難に係る課題
- (6) 教育・訓練等防火管理に係る課題
- (7) 用途の判定に係る課題

## 8 認知症高齢者グループホームにおいて講ずべき防火対策について

上記の防火上の課題を踏まえ、その上で講ずべき防火対策の基本的な考え方を整理すると、次のようになる。

- (1) 入所者の安全を最優先に考え、併せて関係者が安心して入所者のケアを行うことが重要であり、これらのことを踏まえて防火安全対策を講ずることが必要である。
- (2) 入所者は、認知症であるとともに要介護者を含む高齢者であり、火災時に全入所者が短時間で避難することが困難であることから、火災の早期発見及び迅速な消防機関への通報が必要とされるのと同時に、初期消火及び火災拡大防止についても、管理者に対して徹底していく必要がある。
- (3) 自宅で使用していた物を引き続き使用し、生活環境が急激に変化しないように配慮し、衣類、寝具類等の一定の個人所有物品の持込みは認めるべきである。

前記の基本方針を踏まえた防火対策として、具体的には次のものが挙げられる。

### (1) 出火原因となる火気の使用又は取扱いの適切な管理等

喫煙については、禁煙を強要することは困難であるが、一定の場所で喫煙を行う等の一定の管理を行うとともに、その実効性を確保するような管理体制を構築することが必要である。また、共用で用いる調理器具・暖房器具のうち裸火を用いたり、表示面温度が高くなるものを入所者が使用する場合には、職員が火災危険性に十分配慮して対応するとともに、個人持込みの暖房器具については、経年劣化や不適切な使用方法による出火が起きないように十分に留意する必要がある。

さらに、火災の延焼拡大を防止するため、共用室の収容物には防火性能を有したものを使用することが望まれる。

### (2) 火災を早期に感知し、在館者に報知する自動火災報知設備の設置

火災による温度上昇や煙を自動的に感知し、火災の初期段階で職員及び入所者に対して火災警報を発する自動火災報知設備を設置すべきである。

なお、自動火災報知設備に代えて住宅用火災警報器を活用する場合、住宅用火災警報器の火災信号が移報され、廊下や職員事務室でも火災警報音が鳴動するシステムとすることを前提に認めることが適当である。

### (3) 消防機関へ通報する火災報知設備の設置

火災時において職員は初期消火又は避難介助に専念すべきであり、また、通常の電話を使用して消防機関に通報した場合は、電話の操作や所在地等火災に関する情報の伝達に時間を要するという問題点があるため、消防機関へ通報する火災報知設備を設置し、押しボタン又は自動火災報知設備若しくは住宅用火災警報器等の作動と連動して火災発生後迅速に消防機関へ火災を通報できるようにする必要がある。

### (4) 個室及び共用室に対する住宅用スプリンクラー設備の設置等

夜間に火災が発生した場合、1人の職員では、短時間に全入所者を屋外に避難させることが難しいことから、火災時の熱により自動的に放水することができるスプリンクラー設備を設置すべきである。しかし、可燃性の家具、調度類等の量が一般住宅と同程度であること、各居室も一般住宅と同程度の面積を有すること、建物規模が小さいこと等の認知症高齢者グループホームの特性に加え、事業主の経済的負担を考慮すれば、一定の防火安全性能が認められる範囲で、スプリンクラー設備に代えて水道の水圧により火災時に自動的に放水することができる住宅用スプリンクラー設備の設置を認めることが適当である。

なお、次の場合には全ての入所者が安全な時間内に避難しうると考えられることから、住宅用スプリンクラー設備を設置しないことができると考えられる。

ア 一定の面積以下に防火区画を形成した場合（一定面積以





下に防火区画が形成されれば、出火区画内の入所者が安全な時間内に当該防火区画外に避難しうると考えられる。）

イ 一般住宅と同程度に小規模な認知症高齢者グループホーム（例えば、平屋建ての一定面積以下のものにあつては、火災時における火点の確認と初期対応が迅速に行えること、入所者数が少ないこと、安全な時間内に容易に屋外に避難することができること等の防火上の特性を有すると考えられる。）

## (5) 防火管理者の選任を義務付ける対象の拡大

### ① 防火管理者の選任等の防火安全対策

日常的な火気の使用又は取扱いの管理を実施すること、自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備、住宅用スプリンクラー設備等の消防用設備等についても日常的に点検を行うこと等が必要であるため、現在収容人員30人以上の消防法第8条に基づく防火管理者の選任及び防火管理業務の実施義務について、この対象を広げる必要があり、収容人員7人以上の認知症高齢者グループホームについては消防法第8条に基づく防火管理者の選任及び防火管理上業務の実施義務を課すべきである。

### ② 消防計画に定める教育・訓練等防火管理上必要な業務

①で述べたとおり、消防法第8条に基づく防火管理を義務付けることで、当該防火管理者により防火に関する行動計画書（対応マニュアル）である「消防計画」が作成され、消火、避難等の訓練を少なくとも年2回以上実施することが義務付けられる。

なお、消防計画と「指定居宅サービス等の事業の人員設備及び運営に関する基準」第173条で準用する第103条に規定される「非常災害に関する具体的な計画」と整合性をとることに留意する必要がある。

## 9 認知症高齢者グループホームの実態を踏まえた防火安全対策を推進するための留意事項

(1) 事業主にとって過大な経済的負担とならないように一定の性能を確保しつつ、安価なシステムが構築できるように努力する必要がある。

(2) 既存の認知症高齢者グループホームでは、改築を要する場合も考えられること、経済的にも相当の負担であることに配慮し、5年程度の猶予期限が必要である。

(3) 認知症ケアに配慮した住環境を大切にしていることから、防火安全対策を推進する上でも入所者のケアに十分に配慮する必要がある。

(4) 既存の認知症高齢者グループホームにあつては、既に管理体制や入所者の特性が明らかになっていることから、その設置場所、構造、設備、管理、入所者の状況を踏まえ、例えば、次の(ア)から(ウ)に該当するものは、十分な防火管理体制が構築されていることを条件に住宅用スプリンクラー設備を設置しないことができると考えられる。

(ア) 各居室から廊下や玄関を通して屋外へ至る避難経路の他に、廊下を経由しなくても直接屋外へ避難すること

ができ、全ての入所者が安全な時間内に避難しうるもの。ただし、施錠等により入所者が容易に屋外へ避難できない場合、入所者の特性を踏まえると開口部が容易に避難できる構造でない場合、2階以上の階に入所する者の特性を踏まえると容易に屋外に避難することが困難な場合等で、安全な時間内の避難介助が期待できない場合には、住宅用スプリンクラー設備の設置が必要である。

(イ) 建物の構造特性、入所者の避難特性、職員の勤務体制等を踏まえ、夜間も含めて複数の職員がいる等により初期消火の確実な実施と安全な時間内に全ての入所者が容易に屋外へ避難できるもの。

(ウ) 近隣協力者との取り決めにより、自動火災報知設備連動で近隣協力者に火災警報が伝達され、それによって避難介助が保障されて、全ての入所者が安全な時間内に避難しうるもの。

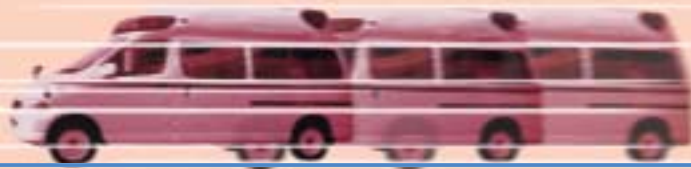
## 10 認知症高齢者グループホームと同様の火災危険性を有する施設の防火安全対策

認知症高齢者グループホーム以外の自力避難が困難な者が入所している施設についても、各施設の利用者の特性やサービス内容等を勘案しつつ、認知症高齢者グループホームにおける防火安全対策を踏まえて別途検討する必要がある。これらの施設についても、住宅用スプリンクラー設備の設置を要しないものの要件は、認知症高齢者グループホームと同様に整理することが考えられる。

なお、通所サービスのみを提供する施設や、自宅や個人家庭と同様の居住形態において家族等が日常生活の面倒を見て一定時間の介護サービスを受ける場合は、検討の対象から除くことが適当である。

### 認知症高齢者グループホーム等における防火安全対策検討会委員

委員長：室崎 益輝	独立行政法人消防研究所理事長
副委員長：野村 歡	日本大学理工学部建築学科教授
委員：川尻 良夫	厚生労働省老健局計画課長
委員：佐々木勝則	特定非営利活動法人全国認知症グループホーム協会常任理事
委員：佐竹 哲男	東京消防庁予防部長
委員：次郎丸誠男	危険物保安技術協会理事長 (元消防研究所所長)
委員：寺村 映	総務省消防庁予防課長
委員：長谷川彰一	総務省消防庁消防・救急課長
委員：兵頭美代子	主婦連合会会長
委員：宮本 英機	千葉市消防局予防部長
委員：山下 純治	長崎県中央地域広域市町村圏組合消防本部次長
委員：山田 常圭	独立行政法人消防研究所 プロジェクト研究部長
オブザーバー	
磯部 孝之	国土交通省住宅局建築指導課 建築物防災対策室防災企画係長
川原 邦博	長崎県総務部危機管理・消防防災課長



# 消防庁で初めてヘリコプターを導入 ～充実の装備で活動力を強化～

応急対策室

## 1 経緯

大規模災害等が発生した場合、より迅速かつ効果的な広域消防応援活動を実施する体制を確立するため、平成15年の消防組織法の一部改正による緊急消防援助隊の法制化及びその派遣に係る消防庁長官の指示権の創設等がなされました。

これに伴い、消防庁は、情報収集や緊急消防援助隊の派遣調整等をより迅速かつ的確に行うため、独自のヘリコプターを導入することとしました。



## 2 運航

平成18年3月24日、東京消防庁航空隊において就航式を行い、運航を開始しました。

今後は、緊急消防援助隊派遣のための事前調査活動、緊急消防援助隊活動等に使用します。



東京消防庁航空隊での就航式

## 3 特徴

消防庁ヘリコプターは、優れた飛行性能を有するだけでなく、高倍率の高感度カメラや最新のデータ通信装置などを装備し



ており、これらの機能を活かし、大規模災害発生時における迅速かつ効果的な消防応援活動を行います。

◀高倍率の高感度カメラ

## 4 諸元・性能等

機体番号	JA01FD
型式	ユーロコプター式AS365N3型
全長	13.73m
全幅	11.94m
全高	4.06m
最大座席数	13座席(操縦席含む)
最大全備重量	4,300kg
エンジン型式	ターボメカ式アリエル2C型
エンジン最大連続出力	800shp×2基
最大速度	286km/h
巡航速度	280km/h
航続距離	850km
最大航続時間	4時間18分
ホバリング性能	3,110m
主な装備品	ヘリコプターテレビ電送システム 36倍ズーム可視カメラ 自動追尾装置 イリジウム衛星電話 拡声装置 救助用ホイスト

※上記飛行性能は、機体重量3,750kg、無風、海面高0フィート、外気温15℃の条件で算出したもの



# 消防団と事業所の協力体制に関する検討結果(概要)

## —地域防災力の充実強化に向けた消防団と事業所との協力体制について—

### 防災課

消防団は、地域の実情を十分に把握し、地域防災のリーダー的存在で、住民の安心・安全を確保するために欠かせない組織です。現に、昨年の台風第14号等の豪雨災害、福岡県西方沖を震源とする地震や宮城県沖を震源とする地震などでは、多くの犠牲者を出し、家屋等にも甚大な被害が及んだところですが、各地の消防団は、防災活動や住民の避難誘導、被災者の救出・救助活動などの活動を行い、大きな成果を上げ、住民からも大いに信頼されているところです。

しかしながら、消防団員数の減少、被雇用者消防団員の増加など、多くの課題に直面しており、地域防災力の確保に向けて国、都道府県、市町村及び消防団が一体となった対策が必要となっています。

そこで、消防庁では、特に全消防団員の約7割が被雇用者である現状を踏まえ、消防団活動への一層の理解と協力を得るために、平成17年8月に「消防団と事業所の協力体制に関する調査検討会」を設け、これまで、消防団と事業所の協力体制の在り方について検討を行ってきました。このたび、同検討会の検討の成果の報告が行われ、この報告の提言を受け、事業所側の消防団活動への一層の理解と協力を得るために推進すべき留意事項等について、各都道府県あてに通知しました。報告の概要は、次のとおりです。

### 《報告の概要》

#### 1 消防団と事業所との連携体制の強化に関する提言

##### ① 事業所における被雇用者消防団員の活動環境の整備

###### — 消防団活動に関する事前打合せについて —

従業員である被雇用者消防団員においては、雇用事業所からの理解を得て、消防団活動が行える環境整備が必要である。そのため、消防団等から事業所にアプローチし、まずは、相互で話し合い、協力していただくことが必要である。その上で、事業主と消防団で予め消防団活動について、必要な事項(例えば、勤務時間中における災害出動及び訓練等への配慮として、ボランティア休暇扱いにするなど)があれば、それを取り決める。そして、必要な場合は、覚書きの締結等により調整することにより、被雇用者消防団員の活動環境を整備する。

なお、既に、消防団と事業所の協力体制が築かれている場合においては、その関係を継続的に維持・発展させていくよう努める。

##### ② 事業所との新たな協力関係の構築

###### — 消防団と事業所との連携強化策について —

大規模災害発生時等において、事業所が有する重機等の防災資機材の提供と併せてその資機材の操縦技術を有する従業員が機能別団員(機能別団員とは、昨年度、新たに構築した制度で、特定の災害・活動のみに参加する消防団員をいう。)となり、事業所が社会責任及び社会貢献の一つと捉え、地域防災活動に協力してもらえらる関係を構築する。

##### ③ 事業所における防災知識・技術に関するストックの活用

###### — 危機管理アドバイザー消防団員について —

大規模、特殊災害については、消防職員や消防団員の知識・技術だけでは、迅速かつ的確な意思決定や災害応急対策の実施が難しくなっているのが現状である。そのため、事業所や大学機関等の専門機関の研究者、学識経験者等に機能別団員になってもらうことにより、防災対策に関する助言(アドバイス)等を受け、迅速かつ的確な意思決定や災害応急対策が実施できる関係を構築する。

##### ④ 消防団活動への協力が社会責任及び社会貢献として捉えられる環境づくり

###### — 消防団協力事業所について —

事業所が消防団活動に協力することが「地域防災活動」につながり、ひいては、環境のISO認証制度等のように、社会責任及び社会貢献として認められ、なおかつ、事業所の信頼性の向上につながるよう環境を整備する。

なお、「協力事業所」に関する提言については、その具現化に向けて、今後、消防庁において、具体的な運用方法等について検討していく予定である。

#### 2 提言の具現化に向けた運用上の留意点

各制度を単独で導入するのではなく、消防団協力事業所認定制度と組み合わせることで採用することとし、次のことに留意する。

## ① 消防団を通じた地域防災活動を行う方法のメニューの整備

事業所側へのアプローチとして、事業所が協力可能な防災活動を行う方法のメニューの他に、市町村で「地域の実情にあわせたメニュー」を整理する。

## ② 機能別団員、機能別分団制度の活用

消防団と事業所との連携強化策、危機管理アドバイザー消防団員の導入を前提として機能別団員、機能別分団制度を活用する必要がある。

ただし、全ての消防団活動に出動する団員を確保することが基本であるため、機能別団員・分団制度を活用する際は、十分配慮する。

## ③ 柔軟に対応できる協定や覚書きの作成

これから入団を考えている被雇用者及び現在事業所に勤務している消防団員の「勤務時間中における消防団活動」等の処遇等及び自衛消防隊活動との両立について、事前に事業主と打合せできるような、協定

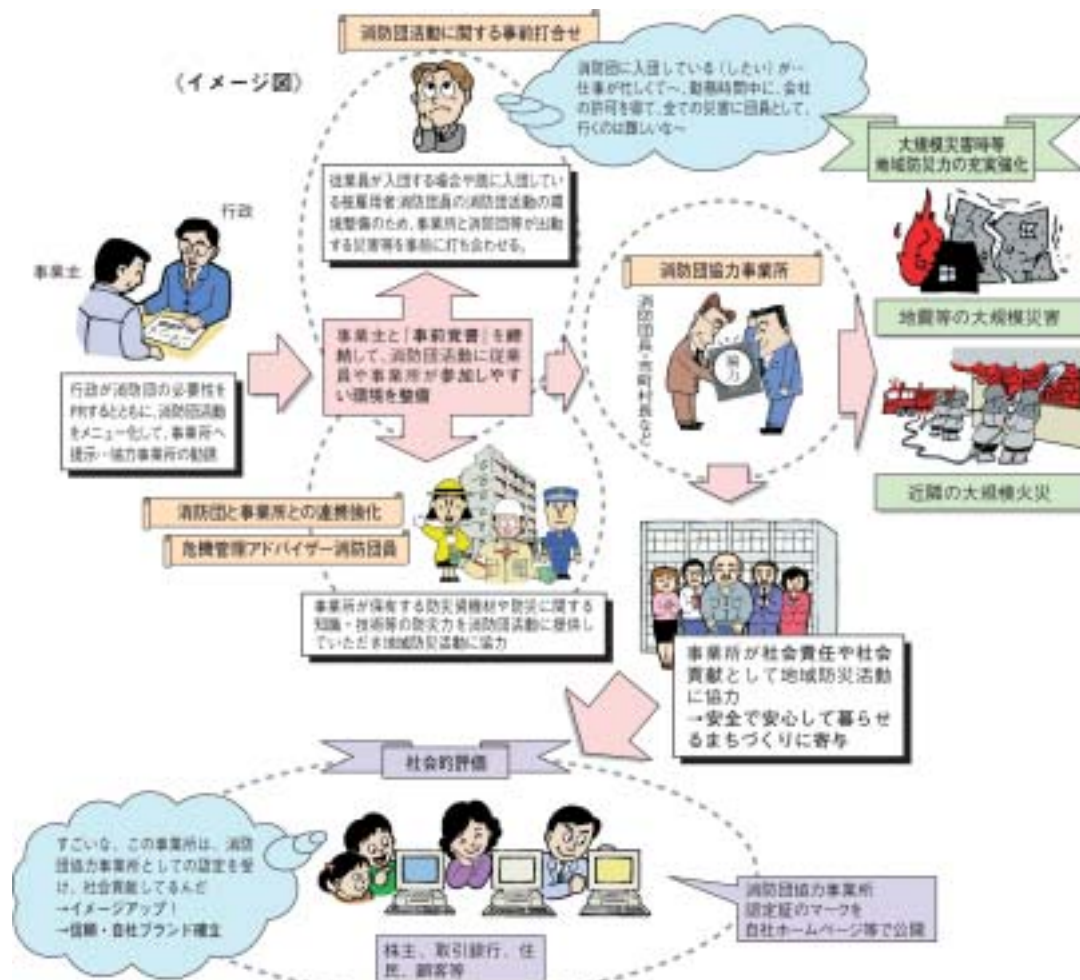
や覚書きが必要な場合は作成し、活動環境の整備ができる仕組みづくりが重要である。その際、協定や覚書きは柔軟に対応できるように、個別の事情に合わせた事項が盛り込めるように工夫する必要がある。

## ④ 覚書き等の締結者について

消防団と事業所が良きパートナーとなるために協力関係の内容を定める覚書き等を締結する場合には、本人の理解を得た上で消防団員となってもらう必要がある。

また、事前打合せの結果、書面で覚書き等を締結することとした場合、書面上の行政側の締結者は、地域の実情にあわせて、市町村長、消防長、消防団長等、柔軟に定めることが必要であり、一方、事業所側の締結者については、会社の実情等を考慮して相互で十分協議し定めることが必要である。

なお、本検討会報告書は当庁ホームページ (<http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/180403-1/180403-1.htm>) にて掲載しています。



## J-Alertによる国から住民への瞬時情報伝達

### 国民保護室・国民保護運用室

全国瞬時警報システム(J-Alert)は、津波警報、緊急地震速報、弾道ミサイル情報等の即時に対応が必要な情報を、人工衛星を経由し地方団体に送信し、同報無線を自動起動し、瞬時にサイレンや音声により住民に通報を行うシステムである。

従来の情報伝達手段では、国から住民への情報伝達に少なくとも数分以上を要していた。J-Alertは、僅か数秒間で住民への伝達が可能となる画期的な仕組みであり、多くの国民の生命を救済することが可能になると期待される。

### 1 対象情報(次記①～⑬の情報)

次記①～⑥の情報が、緊急性、重大性、情報の覚知主体等の観点から、J-Alertによる伝達が適切と考えられることから、従来の手段による情報伝達に加え、原則としてJ-Alertによる伝達も行う。また、⑨～⑬の情報についても、地方団体の選択により、J-Alertによる伝達の対象とすることができる。なお、警報等の受信は全国において可能とする一方、住民への通報は警報等の対象地域において行われるシステムとしている。

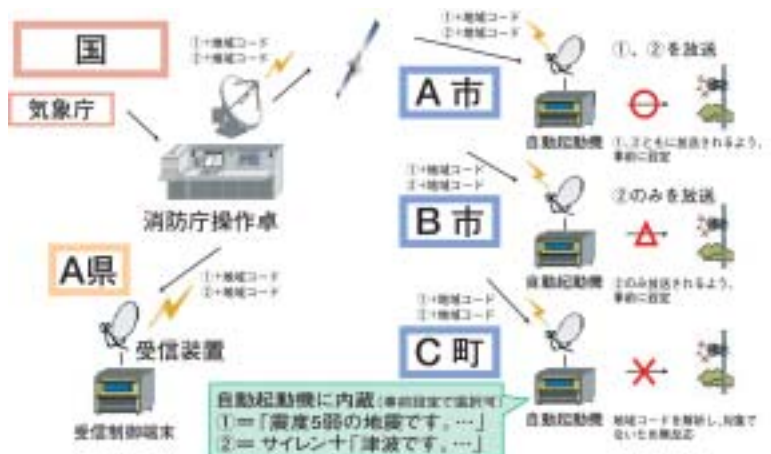
- ① 大津波警報
- ② 津波警報
- ③ 緊急火山情報
- ④ 緊急地震速報(予測震度5弱以上)
- ⑤ 弾道ミサイル情報
- ⑥ 航空攻撃情報
- ⑦ ゲリラ・特殊部隊攻撃情報
- ⑧ 大規模テロ情報
- ⑨ 津波注意報
- ⑩ 震度速報
- ⑪ 気象警報
- ⑫ 指定河川洪水予報
- ⑬ 土砂災害警戒情報、東海地震予知情報、臨時火山情報等

### 2 実証実験及び留意点

消防庁では平成18年1月から3月にかけて、全国31箇所の地方団体にJ-Alertの実証実験を行ったところであり、その結果は別添のとおりとなっている。同報無線のメーカー、設定、性能、通報方式等の相違から住民までの伝達に10秒以上要するケースも多々見られた。今後、緊急地震速報のような秒単位を争う情報の有効性を保つため、1秒でも早い通報を目指し、各メーカーが同報無線の機能改善を行うことが重要である。



### ①震度速報、②津波警報の送受信イメージ



### 3 必要な機器及び整備

J-Alertの受信に必要な機器は、①衛星アンテナ、②受信モデム、③解析装置である。このうち、①は多くの地方団体が既に保有するアンテナを転用すればよく、③についても通常のパソコンの転用で問題はなく、消防庁より無償提供されるソフトをインストールすれば足りる。従って、新規に必要なとなるのは②の受信モデムとなるが、シリアルモデムで足り、安価に入手することが可能である。

受信後に同報無線を自動起動するためには、④自動起動装置が必要となる。

消防庁においては、上記①～④の機器がどの同報無線にも接続が可能ないように実証実験を繰り返し、標準仕様を作成し、対外公表したところであり、ソフトも無償提供することとしている。

地方団体では今後、同報無線のデジタル化や市町村合併に対応するための統合化等の改修を予定している団体が多く、その機会を捉え、上記機器を一体的に整備することが財政効率上極めて重要である。

### 4 将来的な汎用性

J-Alertによる送信情報は全て公表情報であるため、その受信は地方団体のみならず、消防、警察、企業、住民と広く受信・活用(無償)されることが期待される。この場合、上述のとおり、必要な機器は安価に入手が可能である。

また、地方団体では、同報無線のみでなく、防災情報システム、職員や住民への連絡システム、CATV、有線放送等の既存のシステムにJ-Alertを接続することにより、広くJ-Alert情報を瞬時に多くの住民、職員、団体等に連絡することが可能となる。

### 5 津波警報等の避難勧告の自動発出

津波警報や緊急火山情報については、予め地域防災計画において、警報等発表時には、J-Alertにより避難勧告・指示を発出すると規定し、通報内容の末尾には「避難して下さい」と挿入することにより、J-Alertによる通報が当該避難勧告・指示の住民への伝達と位置付けられる。(この場合、警報発表時の避難勧告・指示の遅れの問題はなくなる)

J-Alert実証実験結果まとめ(同報無線自動起動所要時間・自然災害関係情報)

No	自治体名称	実験日時	親局無線機の種別 [アナログ・デジタル]	呼出セレクト方式の種別 [アナログ・デジタル・混在]	屋外拡声子局の数 [アナログ・デジタルセレクト制]	戸別受信機の数 [アナログ・デジタルセレクト制]台	市町村合併に伴う統合卓 [有・無]	実証実験時 接続先	中継局数	同報無線 自動起動 所要時間 総計(秒)	送受信・ 自動起動 装置制御 に要する 時間(秒)	自動起動 に要する 時間(秒)
1	東京都 豊島区	1/10~1/11	アナログ	デジタルセレクト	デジタル:77	デジタル:500	無	親卓	無	4.2	1.1	3.1
2	岩手県 釜石市	1/12~1/13	アナログ	アナログ→混在	アナログ:96	アナログ約336 (デジタル100台準備中)	無	親卓	有(制御無):1	7.2	1.3	5.9
3	北海道 上富良野町	1/16~1/18	アナログ	実際は混在、 実験はデジタルのみ	デジタル:12 アナログ:13	デジタル:2,041 アナログ:2,000	無	親卓	無	7.3	1.6	5.7
4	埼玉県 日高市	1/19~1/20	アナログ	デジタルセレクト	デジタル:67	162	無	親卓	無	7.1	1.4	5.7
5	群馬県 川場村	1/23~1/24	アナログ	混在	アナログ:72	デジタル:900	無	親卓	無	8.1	1.2	6.9
6	長野県 飯田市	1/26~1/27	アナログ	混在	アナログ:230 デジタル:11	無(但し親局モニタ1台)	無	親卓	無	12.0	1.1	10.9
7	静岡県 吉田町	1/30~1/31	アナログ	混在	アナログ:39	30	無	親卓	無	12.3	1.5	10.8
8	千葉県 富浦町	2/2~2/3	デジタル	デジタルセレクト	デジタル:27	デジタル:1,930	無	親卓	有:1	20.0	1.2	18.8
	千葉県 富浦町 2回目	2/23	デジタル	デジタルセレクト	デジタル:27	デジタル:1,930	無	親卓	有:1	9.7	1.3	8.4
9	福岡県 前原市	2/6~2/7	アナログ	デジタルセレクト	デジタル:50	デジタル:200~300	無	親卓	無	8.2	1.2	7.0
10	愛媛県 松山市	2/8~2/10	アナログ	デジタルセレクト	デジタル:32	デジタル:3,000	無	遠隔制御器	有:1	10.3	1.1	9.2
		2/8~2/10	アナログ	デジタルセレクト	デジタル:81	デジタル:1	無	遠隔制御器	無	7.7	1.1	6.6
11	香川県 宇多津町	2/13~2/14	デジタル	デジタルセレクト	デジタル:31	デジタル:100	無	親卓	無	16.0	1.3	14.7
12	鳥取県 南部町	2/16~2/17	アナログ	デジタルセレクト	デジタル:12	デジタル:約3,650	有	統合卓	無	21.6	0.8	20.8
13	奈良県 黒滝村	2/20~2/21	アナログ	デジタルセレクト	デジタル:20	デジタル:557	無	遠隔制御器	2	14.6	1.2	13.4
14	兵庫県 市川町	2/22~2/24	アナログ	デジタルセレクト	デジタル:16	デジタル:約4,270	無	親卓	有(制御無) 簡易:1	7.8	1.6	6.2
15	福井県 美浜町	2/27~2/28	アナログ	デジタルセレクト	デジタル:58	デジタル:1	無	親卓	無	4.6	1.5	3.1
16	福井県 越前市	3/1~3/2	アナログ	デジタルセレクト	デジタル:17	デジタル:268	無	親卓	有(制御有) 中継1・簡易2	4.1	1.1	3.0

(注) 国民保護関係情報の場合、ファイル数の相違のため、送受信・自動起動装置制御に要する時間は1~2秒長い。

## 市区町村における災害対応への取組状況

防災課

地方公共団体の災害対応能力の充実を図るためには、地方公共団体が自らの防災体制や防災施策の実態を的確に把握することが重要です。消防庁は全国2,349市区町村に平成17年4月1日現在（一部合併市町村は合併日現在）の災害対応への取組状況を把握していただきました。

この調査結果から、市区町村における災害対応への取組みの現状について、全国的に進展している施策、今後一層の充実が図られる必要のある施策等を概観することができます。

各市区町村において、今回の調査結果を参考に、さらに防災体制の充実に努め、効率的・効果的な災害対応等が実施されることを期待するものです。なお、調査結果のポイントは次のとおりです。

### 【調査対象等】

- 1 調査対象  
2,349市区町村  
(内訳：740市、23区、1,262町、324村)
- 2 調査期間  
平成17年7月8日～平成17年9月16日

## 1 防災体制と訓練

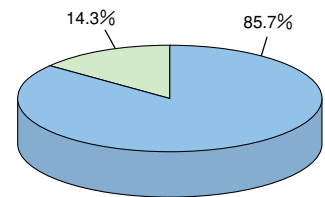
災害に対応するための基礎的な防災体制の整備は進んでいるものの、対応能力を強化するための対象別各種教育・訓練についての取組みは十分といえません。(グラフ1・2)

## 2 情報連絡・住民との情報共有体制

市町村防災行政無線等の整備・導入といった基礎的なハード面については一定の整備が見られますが、災害時要援護者等への避難支援や情報伝達訓練及び自治体で把握したリスク等を住民へ周知する等ソフト面での取組みの充実も必要です。(グラフ3・4・5・6)

グラフ1

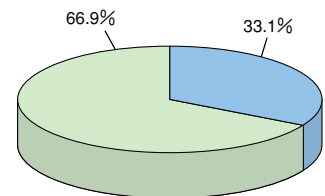
災害対策本部事務局の責任者、班ごとの役割分担が決まっている



■ はい ■ いいえ

グラフ2

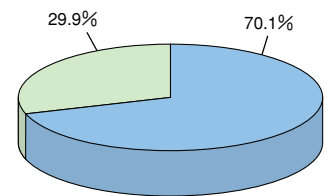
災害対策本部開設・運用訓練を実施している



■ はい ■ いいえ

グラフ3

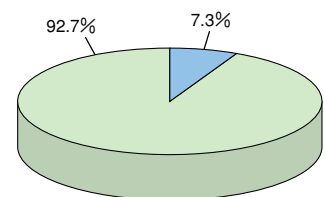
市町村防災行政無線(同報系無線)を整備・導入している(「平成17年版 消防白書」より)



■ はい ■ いいえ

グラフ4

災害時要援護者への情報伝達訓練を行っている



■ はい ■ いいえ

### 3 応援協定等

自治体間や民間企業との応援協定の締結は、多くの団体で行われており、災害時の連携が図られていますが、NPO/NGO等のボランティア団体との連携に対する取組みの強化も望まれます。(グラフ7・8)

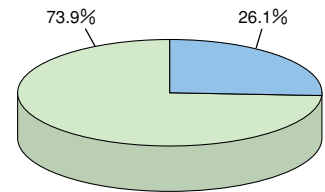
### 4 備蓄計画

防災資機材等の公的備蓄は、多くの団体で行われていますが、想定される避難人員・期間を踏まえた物資の備蓄計画を策定する取組みは進んでいない状況です。

さらに、上記備蓄計画を策定している団体のうち、災害が発生してから3日間以上の備蓄計画を定めている団体は14.0%であり、各団体において支援物資等が被災団体(自己団体)に届くまでの期間を想定し、備蓄計画を検討していく必要があります。(グラフ9・10・11)

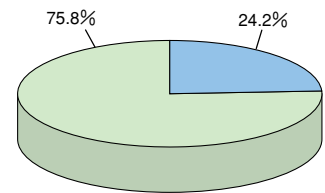
グラフ5  
災害時要援護者の避難行動支援について決まっている

はい いいえ



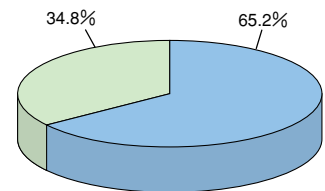
グラフ6  
風水害を対象としたハザードマップ・防災マップを住民へ配布している

はい いいえ



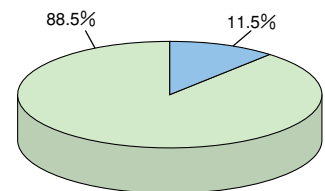
グラフ7  
他の市区町村と食料・水・物資、医療救護、要員派遣、避難者収容に関する応援協定を結んでいる

はい いいえ



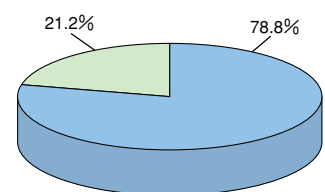
グラフ8  
災害時にNPO/NGOの活動調整を行う体制、手続きが決まっている

はい いいえ



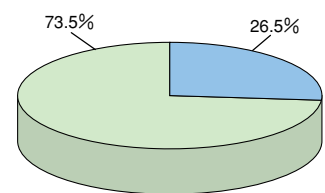
グラフ9  
防災資機材等の公的備蓄を行っている

はい いいえ



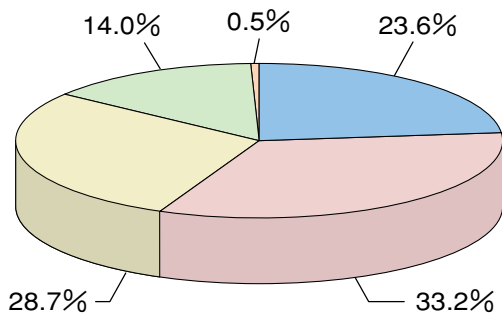
グラフ10  
避難人員・期間を踏まえた備蓄計画を行っている

はい いいえ



グラフ11

貴機関で想定している最大の被害発生において、どの程度の期間、被災者に対応できる備蓄がありますか(備蓄について都道府県と十分役割分担できている場合は、その備蓄について加味してください。)



1日未満 1日以上2日未満 2日以上3日未満  
3日以上 未回答



## 平成17年(1月~12月)における火災の概要(概数)

防災情報室

### 1 総出火件数は対前年比2,900件の減少

平成17年(1月~12月)における総出火件数は5万7,487件であり、前年と比べると、2,900件の減少(-4.8%)となっております。これは、おおよそ1日あたり157件、9分ごとに1件の火災が発生したことになります。

これを、火災種別ごとに見ますと次表のとおりです。

種別	件数	構成比(%)	前年同期比	増減数(%)
建物火災	33,061	57.5%	-264	-0.8%
車両火災	6,631	11.5%	-446	-6.3%
林野火災	2,215	3.9%	-377	-14.5%
船舶火災	124	0.2%	-8	-6.1%
航空機火災	6	0.0%	-4	-40.0%
その他火災	15,450	26.9%	-1,801	-10.4%
総出火件数	57,487	100%	-2,900	-4.8%

### 2 火災による死者は193人の増加、負傷者は213人の増加

火災による死者は2,197人で、前年と比べると193人の増加(+9.6%)となっています。

火災による負傷者は8,854人であり、前年と比べると213人の増加(+2.5%)となっています。

### 3 住宅火災による死者(放火自殺者等を除く)は前年比185人の増加となり、昭和54年以降最多

建物火災における死者は、1,613人ですが、このうち住宅火災における死者は、1,434人であり、放火自殺者等を除くと1,223人となっています。これを前年と比べると185人の増加(+17.8%)となり、昭和61年以来17年ぶりに1,000人を超えた平成15年から、3年連続で1,000人を超え、データの存在する昭和54年以降最多となりました。

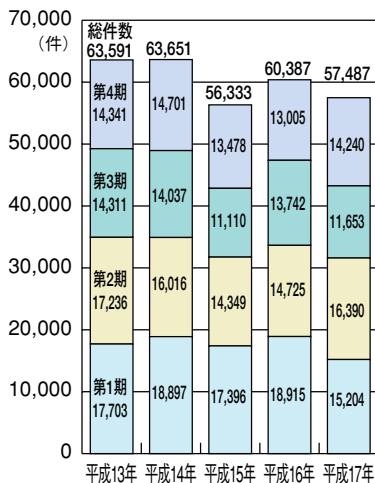
また、建物火災の死者に占める住宅火災の死者の割合は、88.9%で、出火件数の割合56.8%と比較して非常に高いものとなっています。

### 4 住宅火災による死者(放火自殺者等を除く)の約6割が高齢者

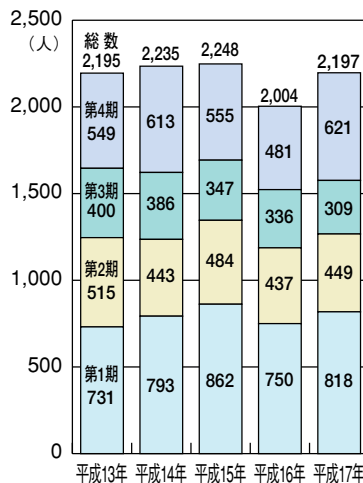
住宅火災による死者(放火自殺者等を除く)1,223人のうち、693人(56.7%)が65歳以上の高齢者です。

また、住宅火災における死者の発生した経過別死者数の前年比較は、逃げ遅れ771人(126人の増・+19.5%)、着衣着火77人(7人の増・+10.0%)、出火後再進入28人(2人の増・+7.7%)、その他347人(50人の増・+16.8%)となっています。

過去5年間の火災の推移

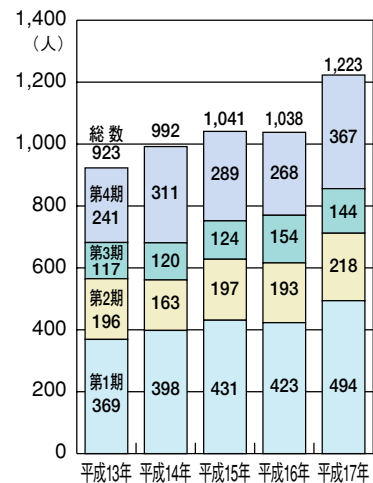


過去5年間の死者の推移



過去5年間の住宅火災における死者の推移(放火自殺等を除く)

※注:住宅火災死者数は、死者の発生した建物用途による



※第1期(1月~3月)、第2期(4月~6月)、第3期(7月~9月)、第4期(10月~12月)

## 5 出火原因の第1位は「放火」、続いて「こんろ」

全火災5万7,487件を出火原因別にみると、「放火」7,214件(12.5%)、「こんろ」6,023件(10.5%)、「たばこ」5,913件(10.3%)、「放火の疑い」5,049件(8.8%)、「たき火」3,391件(5.9%)の順となっています。また「放火」及び「放火の疑い」を合わせると、1万2,263件(21.3%)となっています。

## 6 住宅防火対策への取組み

平成17年中の住宅火災における放火自殺者等を除く死者数は、1,223人(185人増)で、昭和61年の1,016人以来1,000人を超えた平成15年から3年連続の1,000人超となっています。

このことをかんがみ、平成18年6月から、新築住宅に住宅用防災機器の設置・維持を義務付ける改正消防法が施行されます。また、既存住宅については市町村条例で定める日(平成20年～平成23年を目途)まで猶予されますが、できるだけ早期に設置することが必要です。

このため、平成18年度においては報道機関や消防関係機関等と連携した普及・啓発活動を実施することにより、住宅用火災警報器早期設置の促進を図ることとしています。

## 7 放火火災防止対策への取組み

放火及び放火の疑いによる火災は、1万2,263件で、全火災の21.3%を占めています。

消防庁では平成16年12月に取りまとめられた「放火火災防止対策戦略プラン」(以下「戦略プラン」という。)を各消防本部に通知するとともに、戦略プランの改定や放火監視機器の開発・普及を進め、全国で「放火されない環境づくり」による安心・安全な暮らしの実現を目指していきます。

## 8 認知症高齢者グループホーム等における防火安全対策への取組み

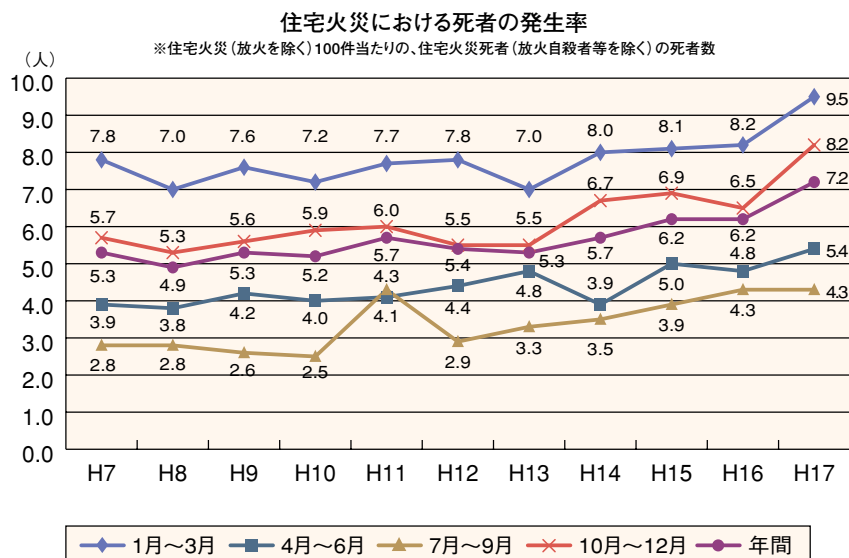
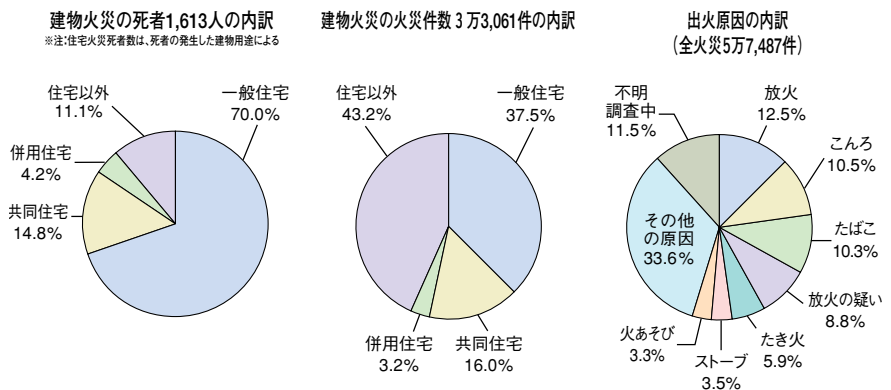
平成18年1月8日に発生した認知症高齢者グループホーム「やす

らぎの里さくら館」の火災を受けて、消防庁はその原因究明に努めるとともに、同様の施設における防火安全対策のあり方について検討を行い、報告書を取りまとめました。消防庁では、この報告書に基づき、関係省庁と協議を行い、速やかに政省令の改正を行ってまいります。

## 9 林野火災への取組み

林野火災の件数は、2,215件で前年と比較し377件の減少(-14.5%)となっていますが、焼損面積においては都道府県により偏りがみられ、一部の県で高い数値となっています。消防庁では「林野火災の有効な低減方策検討会」を設置し、火の制限のあり方等について検討し、その報告を踏まえ火災警報発令時における喫煙の制限に関して火災予防条例(例)の一部改正を実施したところです。

また、毎年、林野庁と共同で山火事防止に取り組んでおり、平成18年についても「火の用心 森の恵みを 未来まで」という統一標語のもと、様々な広報活動を通じて山火事の予防を呼びかけているところです。



# 第10回防災まちづくり大賞表彰式

防災課

第10回防災まちづくり大賞表彰式が、去る3月23日(木)、東京全日空ホテル(東京都港区)において行われ、各受賞団体に表彰状及び副賞が授与されました。また、竹中平蔵総務大臣は表彰式の後に開催された意見交換会からの参加となりましたが、受賞された団体へ挨拶をいただいております。

防災まちづくり大賞は、地域のコミュニティ、事業者や地方公共団体等が行っている防災に関する様々な取組みのうち、特に優れた事例を表彰しているものです。今年度から「住宅防火対策優良推進組織等表彰」を住宅防火部門として統合し、ホームページ部門を防災情報に関する幅広い取組み事例を対象にするため防災情報部門に拡充する見直しを行いました。今回は、一般部門で107事例、防災情報部門で18事例、住宅防火部門で11事例の計136事例の応募があり、その中から総務大臣賞4事例、消防庁長官賞5事例、消防科学総合センター理事長賞(一般・防災情報部門)11事例、日本消防設備安全センター理事長賞(住宅防火部門)1事例の計21事例が選ばれました。

近年、地震や風水害等により甚大な被害が発生しており、さらにこの冬の雪害による死者が151名(4月17日現在)となっています。そのほか、昨年4月のJR西日本福知山線列車事故や本年1月の長崎県のグループホームでの火災等、近年の災害は、頻発、多様化、大規模化の様相を呈しており、災害に迅速かつ的確に対応することが求められています。そのためには、地域における住民、企業、地方公共団体が緊密に連携して地域の防災力を高める取組みを積極的に進めていくことが重要です。

防災まちづくり大賞は今回で10回目となりますが、消防庁では、今後も表彰や研修、啓発資料の提供を通じ、こうした地域の草の根の防災活動を支援していきたいと考えています。

## 第10回防災まちづくり大賞表彰式 受賞団体一覧

受賞名	部門名	都道府県	受賞団体名
総務大臣賞	一般部門	東京都	特定非営利活動法人国際ボランティア学生協会
		兵庫県	加古川グリーンシティ防災会
	防災情報部門	山口県	山口放送株式会社
	住宅防火部門	東京都	荒川防火防災女性部
消防庁長官賞	一般部門	東京都	国分寺市民防災推進委員会
		東京都	首都大学東京・事前復興計画研究会
		静岡県	静岡地区災害時医療対策連絡会
	防災情報部門	青森県	アップルウェブ株式会社
	住宅防火部門	福岡県	北九州市小倉南消防団(女性消防団員)
消防科学総合センター理事長賞	一般部門	北海道	ひまわり連合自治会防災会
		東京都	天沼地区町会連合会
		東京都	白鬚東地区自治会連合会
		東京都	大日精工工業株式会社東京製造事業所
		神奈川県	春日台シルバー消防隊
		愛知県	高校生防災お助け隊
		山口県	湯本温泉旅館協同組合
	徳島県	由岐町	
	防災情報部門	神奈川県	神奈川県立西湘高等学校
		山梨県	大月市消防団第二分団第一部
静岡県		特定非営利活動法人人形劇プロジェクト福むらの火	
日本消防設備安全センター理事長賞	住宅防火部門	東京都	本羽田二丁目町会



表彰を受ける特定非営利活動法人 国際ボランティア学生協会



表彰式後の意見交換会で挨拶を行う竹中総務大臣

# 少年少女消防クラブフレンドシップ2006 「自分で守ろう みんなで守ろう」

防災課

去る3月27日(月)、全国の少年消防クラブ員やその指導者など約400人が、東京・三田共用会議所に集い、「少年少女消防クラブフレンドシップ2006」が開催されました。

少年消防クラブは、おおむね10歳以上15歳以下の少年・少女により編成され、少年・少女たちが火についての問題を身近な生活の中から見だし、互いに研究し、その結果を自分たち自身で実行し周囲の人々に火災予防を啓発することを目的とした組織です。

主な活動内容は、防火・防災に関する研究発表、ポスター等の作成・掲示、学校放課後の校内点検、実地見学などです。なお、平成17年5月1日現在、全国で5,632クラブ、クラブ員約43万人、指導者約1万7千人が活動しています。

全国少年消防クラブ運営指導協議会(会長：消防庁長官)では、優良な少年消防クラブ及び指導者の活動について、クラブ員や指導者の意識高揚とクラブ活動の活性化を図ることを目的に、昭和29年から毎年、優良少年消防クラブ及び指導者の表彰を行っています。平成16年度までに、特に優良な少年消防クラブとして748団体、優良な少年消防クラブとして1,336団体、優良な指導者として672名をそれぞれ表彰しています。

今回の「少年少女消防クラブフレンドシップ2006」は、第1部「表彰式」、第2部及び第3部を「アトラクション」という構成で実施しました。

第1部「表彰式」では、板倉消防庁長官から「特に優良な少年消防クラブ」(表彰旗)15団体、「優良な少年消防クラブ」(表彰楯)29団体、「優良な指導者」11名が表彰を受けた後、受賞団体を代表して大分県の姫島中学校少年消防隊から謝辞が述べられました。

第2部では、昭和24年に発足以来、都民と消防の架け橋として、演奏活動を通し防火・防災を呼びかけている東京消防庁音楽隊による演奏に聴き入り、第3部では、フジテレビアナウンサーの軽部真一さんによる「トークショー」を真剣な眼差しで聞いていました。

今回、この「少年少女消防クラブフレンドシップ2006」に参加した少年消防クラブの皆さんは、「自分で守ろう みんなで守ろう」を合い言葉に、一人でも多くの仲間とともに日頃の活動にさらに励み、家庭や学校あるいは地域で、防火・防災の輪を広げていくリーダーとしての活躍が



板倉敏和消防庁長官の挨拶



表彰される少年消防クラブ員

期待されています。

また、少年消防クラブの活動を充実していくためには指導者の方々の熱意が不可欠です。指導者の方々には、今後とも少年消防クラブの育成指導のほど、よろしく願います。

# 消防庁長官褒状の授与 ～JR東日本羽越線列車事故における救助活動～

参事官

今回の消防庁長官褒状授与対象団体は、平成17年12月25日、山形県庄内町において発生したJR東日本羽越線列車事故に出動し、救助活動等に功労のあった山形県内消防本部及び航空隊で、以下の16団体です。

## 消防庁長官褒状授与対象団体

酒田地区消防組合消防本部  
最上広域市町村圏事務組合消防本部  
鶴岡地区消防事務組合消防本部  
山形市消防本部  
米沢市消防本部  
上市市消防本部  
西置賜行政組合消防本部  
西村山広域行政事務組合消防本部  
村山市消防本部  
天童市消防本部  
東根市消防本部  
尾花沢市消防本部  
南陽市消防本部  
高島町消防本部  
川西町消防本部  
山形県消防防災航空隊

## 消防庁長官褒状授与式

平成18年3月28日11時15分から山形県酒田地区消防組合消防本部内において挙行されました。

授与式では貝沼孝二消防庁審議官から山形県内消防本部及び航空隊に褒状が授与されました。



消防庁長官褒状授与式後の記念撮影

# 「消防応援団」に対する消防庁長官感謝状の贈呈

総務課

平成17年5月に「日常の活動を通じて、広く消防のPRを行い、消防団員等消防関係者を激励する」という趣旨のもとに結成され、各種広報媒体や出初式等に積極的出演し、広く国民の心をとらえ、防火意識の高揚に尽力されるなど、消防行政の発展に多大な貢献をされている

「消防応援団」に対して、去る3月15日(水)14時から消防庁長官室において、消防庁長官感謝状贈呈式を行いました。

当日は、板倉敏和消防庁長官から「消防応援団」の代表世話人である大沢啓二氏に対し、感謝状が贈呈されました。



## 緊急消防援助隊運用要綱の改定について

### 応急対策室

昨年6月に静岡県静岡市で実施した緊急消防援助隊全国合同訓練による検証結果等を踏まえ、現行の緊急消防援助隊運用要綱（以下、「要綱」という。）及び東海地震における緊急消防援助隊アクションプランとの整合性等について、緊急消防援助隊運用連絡会議専門部会において検討してきたところですが、その結果等を踏まえ、このたび緊急消防援助隊の一層の効果的運用を図るために要綱を改訂したところです。

その主な改訂概要は以下のとおりです。

#### 【主な改訂の概要】

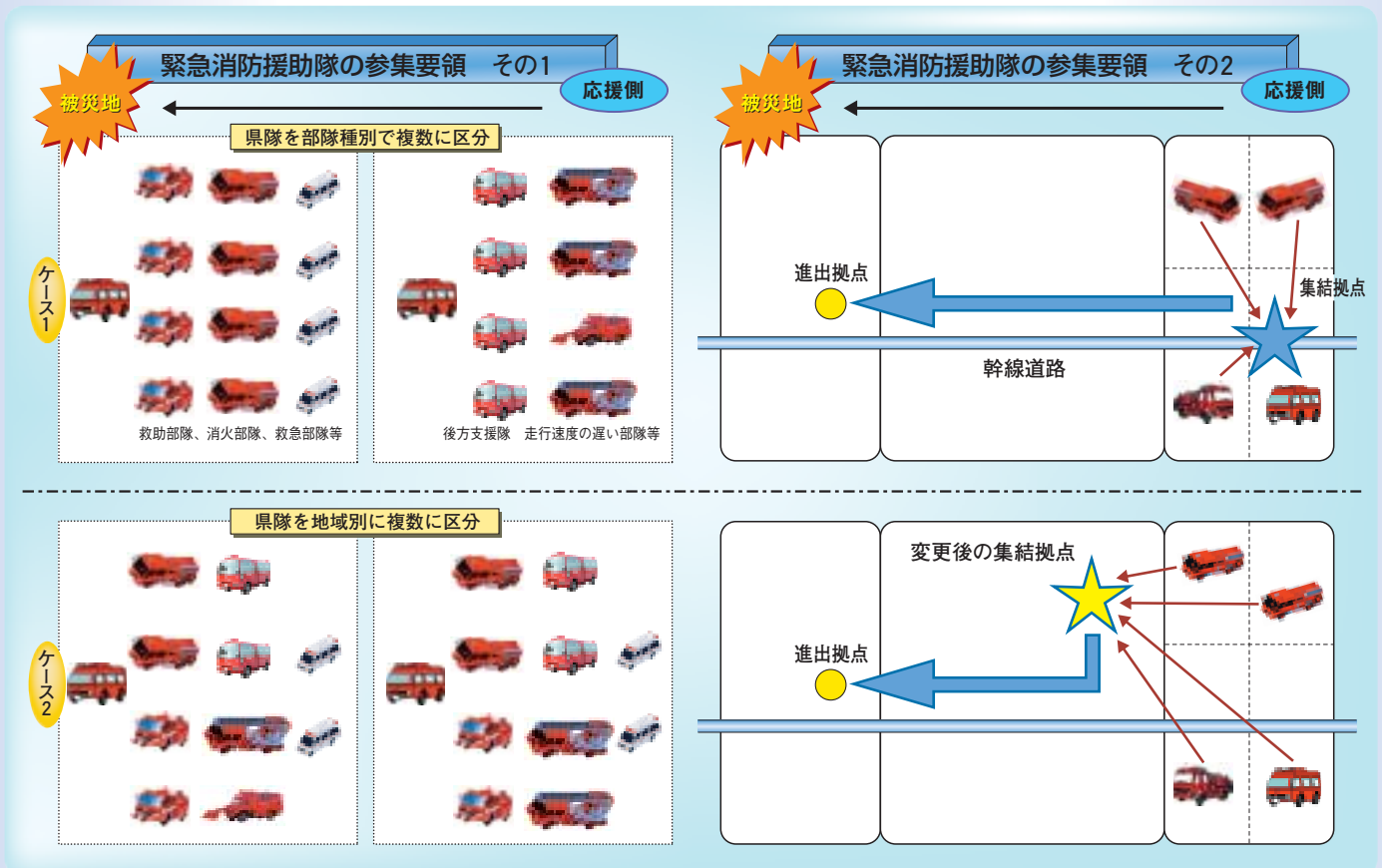
#### 1 出動の迅速化

緊急消防援助隊の被災地への出動を、より迅速かつ効果的に行うため、部隊（中隊）の編成について、従来の消

防本部ごと、又は消火、救助、救急等の任務ごとの中隊編成に加えて、各都道府県内の複数の消防本部で構成するブロックごとの中隊編成を追加しました。これにより、出動時における集結拠点等への参集の迅速化や被災地における部隊配備の効率化を図ることとしました。

#### 2 緊急消防援助隊調整本部における消防庁派遣職員及び指揮支援部隊長の位置付けの明確化

被災地での緊急消防援助隊の活動をより迅速かつ的確に実施するために、受援側都道府県又は市町村に緊急消防援助隊調整本部を設置することとしています。その構成員である消防庁派遣職員及び指揮支援部隊長を緊急消防援助隊調整本部の副本部長とすることとし、その位置付けを明確にしました。





### 3 応援側都道府県隊の情報連絡体制の強化

被災地で活動する応援各都道府県隊と緊急消防援助隊調整本部との連絡体制をより確実なものにするため、応援各都道府県隊長は、努めて緊急消防援助隊調整本部に連絡員を派遣し、必要な情報の収集及び提供等を行うこととしました。

### 4 緊急消防援助隊指揮支援本部設置の明確化

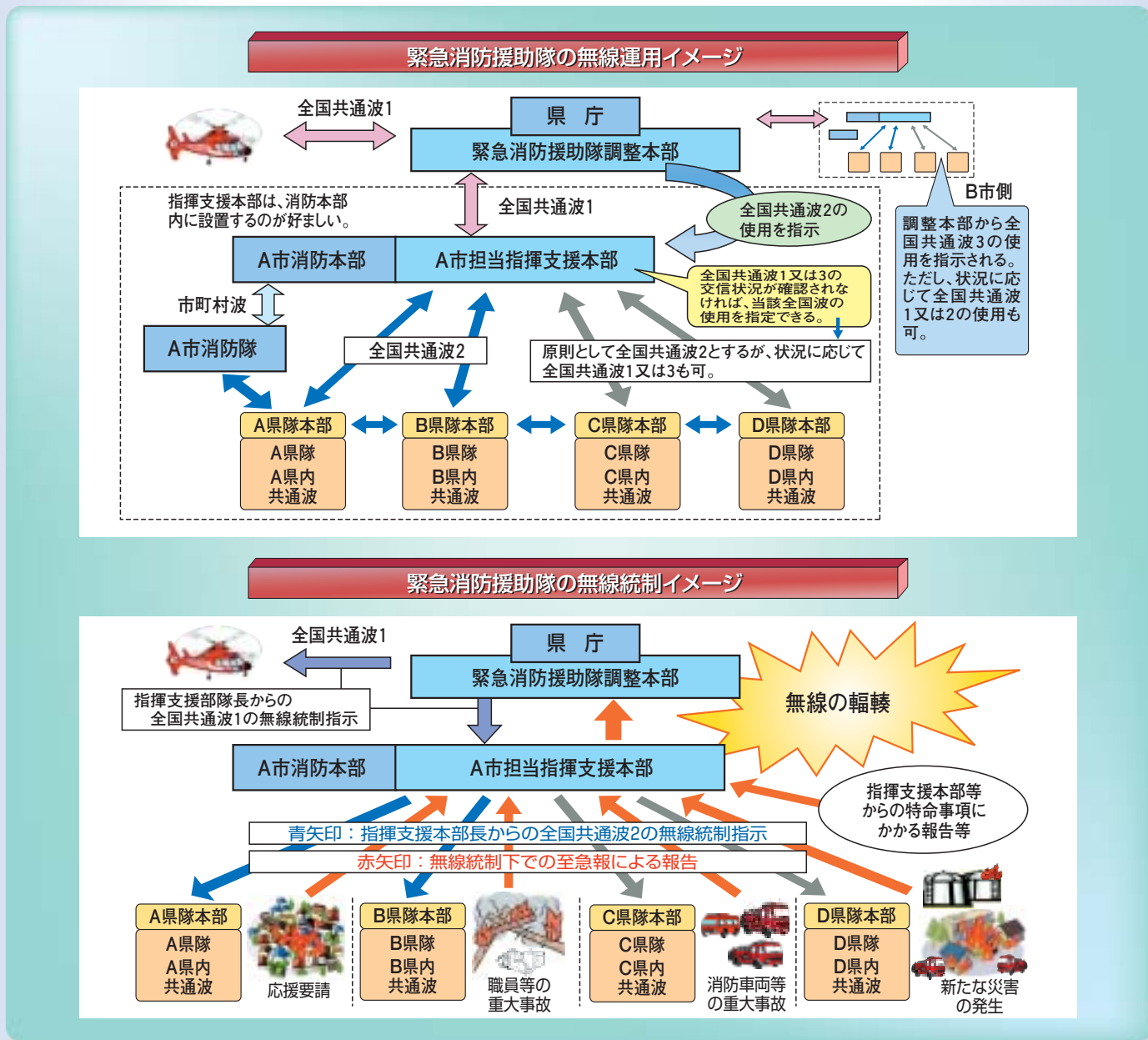
部隊配備された各都道府県隊の活動管理や関係機関との連絡調整及び緊急消防援助隊調整本部への連絡等に関する事務を行うため、緊急消防援助隊指揮支援本部を従来は指揮支援部隊長又は指揮支援隊長のいずれかが設置

することとしていましたが、これを指揮支援部隊長が設置し、指揮支援隊長が本部長となることを明確にしました。

### 5 緊急消防援助隊の無線運用体制の確立

被災地が複数にわたる等のため、指揮系統を分離する必要がある場合、全国共通波の使用波を指揮支援部隊長が指定することとしました。

また、さらに指揮系統を分離する必要がある場合は、指定された全国共通波以外の全国共通波の交信が確認されない場合に、緊急消防援助隊指揮支援本部長が指定波以外の全国共通波を指定することができることとするなど、全国共通波の運用方法を明確にしました。





長野県 長野市消防局  
消防局長 安川 哲生

## 歴史文化と自然豊かな住みやすい長野

長野市は長野県の北部にあり、周りを全て山に囲まれた善光寺盆地の中心に位置しています。平安の昔から「三国一の霊場」国宝善光寺の門前町として栄え、平成11年には中核市となるまでに発展をとげてきました。本市の中央部には千曲川(信濃川)が悠然と流れ、その南には武田・上杉両軍の決戦場となった川中島古戦場、真田十勇士で知られる真田十萬石の城下町、松代まで広がり、数多くの歴史文化にあふれた都市であります。また、晴れた日には北アルプス、戸隠連峰の雄大な山並みのパノラマが手に取るように見られる風光明媚な自然にも恵まれた市です。平成9年には市制施行100周年を迎え、記念事業として、平成10年2月には平和の祭典「第18回オリンピック冬季競技大会長野」、同年3月には「第7回パラリンピック冬季競技大会長野」が開催され、景観に配慮し自然に融合した国内最大級の最新競技施設が複数建設されました。それらの施設は、現在も冬季競技には国内外の大会に使用され世界的にも有名となりました。



冬季オリンピックが開催されたホワイトリンクから市東部を望む

## 「やすらぎが広がる安全・安心」のまちづくりを目指して

長野市消防局は、現在近隣の3町2村の消防事務を受託。防災拠点となる消防局庁舎を平成16年に新築し、免震構造、高機能消防指令・情報システムを稼働させ、総面積1,124.53km<sup>2</sup>、人口約42万人の生命、身体、財産を、1本部(4課)、5署、11分署、1出張所で組織された消防職員456名と消防団員3,180名で「やすらぎが広がる安全・安心」をスローガンに掲げ一丸となって防災の任に取り組んでいます。

本市における災害は、古くは1847年の善光寺地震から昭和16年マグニチュード6.2、死者5人、傷者18人が発生した長沼地震、昭和40年から45年にかけて有感回数6万2,821回を記録した松代群発地震などが発生しています。昭和60年には地附山南斜面で大規模な地滑り災害が発生し、老人ホームのお年寄



国宝善光寺〔文化財防火デー〕

り26人が犠牲になり、住宅の埋没・倒壊などの被害がありました。また、地形的にも山間地が多く千曲川、犀川などの大河川が流れているため、台風、集中豪雨による大規模な水害は過去数多く記録

し、その都度大きな犠牲や損害が発生しております。このことは「常に万全の備えをせよ」「危機管理意識を忘れるな」との教訓と受けとめ、更なる防災力の向上に努めているところです。

また、地域の防災力向上のため、市事業の一環として「元気なまちづくり市政出前講座」を行っています。地域の皆さんが集う所に消防が積極的に向向して、防火・防災講話を行い、実災害に即した訓練、図上訓練の導入などの働きかけを行うとともに、年々増加の一途を辿る救急件数のかんがみ応急手当の普及啓発活動も行っています。更には自主防災組織の自立を目指すと共に地域に見合った連合協議会の結成を進め、隣保共助体制の確立をゆるぎないものにするべく、長野市全体の防災力の向上を目指し消防行政事業を進めています。

さらに、救急需要の大幅な増加に対しましては、民間組織の活用のため、市民に応急手当のできる患者搬送乗務員に対する講習、事業者認定を行い現在5社が講習を修了し認定を受け営業しており、病院、福祉施設を中心



民間救急

に救急車の適正要請の広報活動を行っています。

本市の今後取り組むべき事業として「広域再編」、消防無線のデジタル化、指令システムの統合、消防力の整備指針に沿った組織改革など大きな事業課題に直面しています。まさに消防組織発足以来の激動期に入ったと思っています。

しかしながら、消防の礎は「人」でありますので、いかにIT化が進み、最新の資機材が入ろうとも現場で扱うのは消防士なのです。今後、いかなる変化があろうとも我々の使命である「地域住民の生命、身体、財産を守る」を常に第一に考え、消防の任に消防職、団員一丸となって邁進したいと考えています。



## AED(自動体外式除細動器)を使い男性の命を救う

### 東京消防庁

東京消防庁新宿消防署は3月28日、救命活動を行った地下鉄大江戸線職員4名に対し、消防総監感謝状を贈呈しました。これは、同月16日、地下鉄駅構内で意識を失い倒れた男性に対し、心臓マッサージや人工呼吸を行うとともに、AEDを使用して救命活動を行い一命を取り留めたものです。同署では、AEDを一般市民も取扱うことができるようになった16年7月以降、駅や公共機関等に設置を促進し、AEDを使用できる環境作りに努めた結果ではないかと考え、今後も多くの人命が救えるよう力を注いでいます。



大活躍の都営地下鉄大江戸線「都庁前駅」の駅職員の皆さん

## 火災警報器の設置場所を模擬ハウスでPR

### 西十勝消防組合消防本部

西十勝消防組合芽室消防署は、6月1日から設置義務化となる住宅用火災警報器等の設置啓発のため、庁舎玄関前に住宅用火災警報器模擬ハウスを展示しPRを行っています。模擬ハウスは、ボタンを押すと義務設置場所の寝室と階段に赤いランプ、努力設置場所に緑のランプがそれぞれ点滅し、設置場所が確認できる仕組みになっています。また、公共施設を対象に模擬ハウスの巡回展示を行うとともに、庁舎入り口に「設置して安心 住宅用火災警報器」の貼り紙を掲示し住民に設置を呼びかけています。



模擬ハウスは予防課担当職員の手作り

# 消防通信 望楼 ぼうろう

## 救急救命士の薬剤投与実施に向けて

### 所沢市消防本部

所沢市消防本部は3月14日、薬剤投与認定救命士に対する「プロトコル講習会(主催・埼玉県西部第一地域メディカルコントロール協議会)」を実施しました。これは、4月1日から開始される救急救命士による薬剤投与の実施に向けて、心肺停止傷病者に対する救急活動が円滑に遂行されることを目的に実施しました。講習会では、防衛医科大学校病院救急部医師の指導のもと、同消防本部のほか、入間市・狭山市・埼玉県南西部の各消防本部から認定救命士6名が参加し、実践訓練を実施しました。



プロトコルに基づいた実践訓練の様子

## 車両火災・救急救助訓練を実施

### 宍粟市消防本部

宍粟市消防本部は3月5日、山崎スポーツセンター周辺で宍粟市山崎消防団・宍粟警察署・兵庫県消防防災航空隊と合同で車両火災・救急救助訓練を実施しました。訓練は、「マイクロバスとダンプカーが衝突し、炎上、多数の負傷者が発生した」との想定で、トリアージ訓練、ヘリコプター搬送訓練等を行いました。訓練中、防災ヘリ内で気管内挿管及びAED装着訓練を行った救急隊員は、「救急車内とは全く違う揺れに四苦八苦したが、救急事故に対応出来るようがんばります。」と語っていました。



防災ヘリコプターに負傷者を搬送する様子

消防通信／望楼では消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

# 消防大学校 だより

## 平成17年度教育訓練の実施状況について

消防大学校は、平成17年度に31回の教育訓練を行い、学科701人(前年度比7.3%減)、実務講習778人(同36.5%増)、計1,479人(同11.5%増)の学生を育成しました。同年度の教育訓練は前年度と比較して、違反是正講習会を廃止したものの、新規に航空隊長コース、国民保護コース、新任消防長・学校長コースを開設しており、その結果卒業生が大幅増となったところです。

これまでの卒業生は、戦後早期の消防講習所時代から累計すると、学科3万1,066人、実務講習1万1,195人、計4万2,261人となりました。平成18年度の教育訓練は、本誌No.417で紹介しましたとおり回数、定員、内容とも充実しているところですので、よろしくお祈りします。



卒業を祝う

消防大学校教育訓練の実施状況等

区分	平成17年度までの実績					平成18年度計画			
	消防講習所		消防大学校		卒業生数 合計	回数	定員		
	昭和23.6 ～昭和34.3 卒業生数	昭和34.4 ～平成17.3 卒業生数	回数	卒業生数					
学 科	総合教育	本 科	796	2,524	1	34	3,354	(統合)	
		幹 部 科	(未実施)	2,217	2	108	2,325	4	240
		上級幹部科	668	3,484	1	29	4,181	1	48
		新任消防長・学校長科	(未実施)				0	2	120
	専科教育	消防団長科	453	1,554	2	33	2,040	2	96
		警 防 科	(未実施)	5,232	2	120	5,352	2	120
		救 助 科	(未実施)	2,298	2	96	2,394	2	96
		救 急 科	(未実施)	3,093	2	66	3,159	2	72
		予 防 科	386	5,050	2	119	5,555	2	120
		危 険 物 科	(未実施)	327	(未実施)		327	1	48
		火災調査科	(未実施)	382	2	96	478	2	96
		新任教官科	(未実施)	244	(未実施)		244	1	72
		その他(専修科等)	817	840	(廃止)		1,657	(廃止)	
		計	3,120	27,245	16	701	31,066	21	1,128
実務講習	緊急消防援助隊教育科	指揮隊長コース	255	1	59	314	1	48	
		高度救助コース	(未実施)			0	1	48	
		特別高度救助コース	(未実施)			0	1	15	
		NBCコース	194	1	47	241	1	33	
		航空隊長コース	(未実施)	1	35	35	1	60	
		航空隊コース	371	1	36	407	2	72	
	防危機機管理科	トップマネジメントコース	(未実施)	321	2	177	498	2	136
		防災実務管理者コース	(未実施)	1,663	3	115	1,778	2	108
		国民保護コース	(未実施)	2	112	112	2	108	
		自主防災組織育成コース	43	1	47	90	1	48	
	その他	新任消防長・学校長コース	(未実施)	2	78	78			
		火災調査講習会	2,640	(学科移行)		2,640	(学科移行)		
		消防教育訓練コース	3,936	1	72	4,008			
		消防学校長研修会等	994	(廃止)		994	(廃止)		
計	0	10,417	15	778	11,195	14	676		
合 計	3,120	37,662	31	1,479	42,261	35	1,804		

注 平成18年度の区分により整理した。  
過去の教育訓練は、学科・実務講習別に、内容に応じて振り分けた。

## 予防科第79期・警防科第78期成績優秀者

予防科第79期(平成18年1月10日から3月15日)は、消防、建築に対する性能規定化の導入を受けて、新たに清水建設(株)技術研究所の視察研修を取り入れて、予防業務に関する知識と技術の修得を図りました。成績優秀者は、札幌市消防局(北海道)・伊藤 武、両磐地区消防組合消防本部(岩手県)・菊地和哉、石岡市消防本部(茨城県)・小菅 勲、高岡市消防本部(富山県)・牧 真、松山市消防局(愛媛県)・西岡克仁、北九州市消防局(福岡県)・小清水 豊の各氏でした。なお、平成18年度からは、予防科から危険物教育を分離し、新たに危険物科を創設します。スリムになる予防科ともどもご期待ください。

警防科第78期(平成18年1月17日から3月10日)は、

警防業務の監督者及び指導者としての資質の向上を目的として、消防を取り巻く現状と課題、消防法制、さらには消防戦術や部隊運用、監督者としての安全管理、教養指導資料の作成発表に加え、実科訓練では、火災想定訓練や多数傷病者事故対応等の指揮に重点を置いたカリキュラムを編成し実施しました。受講された皆さんは課題に積極的に取り組むとともに、研修期間中の自己啓発の目標達成にも熱心に励んでいました。成績優秀者は、札幌市消防局(北海道)・藤田敏晴、富山県消防学校・中谷博之、静岡県消防学校・南條淳士、名古屋市消防局(愛知県)・植野光司、彦根市消防本部(滋賀県)・上原正彦、吹田市消防本部(大阪府)・近澤龍児の各氏でした。

**【お知らせ】** 4月1日に解散した独立行政法人消防研究所の後継組織として消防大学校内に設置された「消防研究センター」の所在地は、本校の所在地(東京都調布市深大寺東町4-35-3)により表示することとなりますので、念のためお知らせします。  
(注) 旧消防研究所の施設を引き継いで使用することとしており、移転するわけではありません。  
また、電話番号(代表0422-44-8331)、FAX番号(0422-42-7719)は変更ありません。

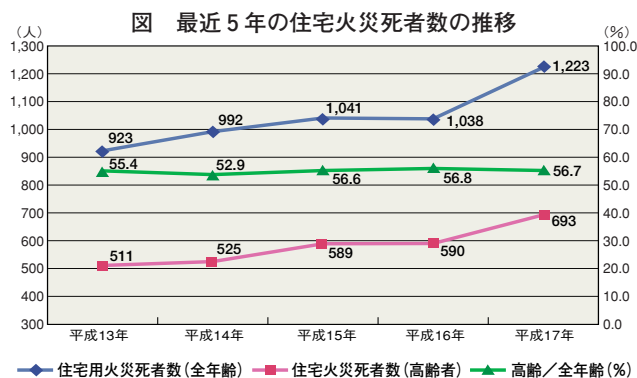


# 住宅用火災警報器等の設置促進について ～いよいよ住宅用火災警報器等の設置義務化スタート～

予防課

## ○住宅火災死者数は年間1,200人を超える

放火自殺者等を除く住宅火災による死者数（以下「住宅火災死者数」という。）は近年急増しており、平成15年中の住宅火災死者数が昭和61年以来17年ぶりに1,000人を超えて以降、16年、17年と3年連続して同死者数が1,000人を超えています。また、平成17年中の同死者数は概数で1,223人であり、データのある昭和54年以降で最多となっています。



## ○平成18年6月1日から住宅用火災警報器等の設置義務化がスタート

このような状況に対応するため、住宅に住宅用火災警報器等の設置を義務付ける改正消防法が平成18年6月1日から施行されます。

この日から新築住宅については、各市町村条例で定める住宅用火災警報器等に関する基準に従って、住宅用火災警報器等を設置・維持することが必要となります。

また、この日以前に建築された住宅についても各市町村条例で定める日から住宅用火災警報器等を設置・維持することが必要となります。

具体的には、寝室に住宅用火災警報器等を設置する必要がありますが、寝室が2、3階にある場合には階段等にも住宅用火災警報器等を設置する必要があります。また、市町村によっては台所にも住宅用火災警報器等の設置を義務付けている場合があります（東京都では全居室に義務付けています）。

既に全国の市町村で火災予防条例は改正されていますので、住宅用火災警報器等の設置場所については、広報紙や地域の消防本部、消防署で確認しておく必要があります。

## ○普及啓発への取組み

住宅火災による死者数の低減を図るため、最初に新築住宅に住宅用火災警報器等の設置・維持が義務付けられますが、約4,700万戸あるといわれる既存住宅についても早期に住宅用火災警報器等の普及を図り住宅火災による死者数を減らすことが重要です。

## 住宅用火災警報器等の普及促進のポイント

### 【ポイント1】正確な情報の伝達

消防法が改正されて住宅用火災警報器等の設置が義務付けられたこと、その背景や住宅用火災警報器等の効果、奏功事例などを用いて、市民に正しい知識を持ってもらうことが必要です。

### 【ポイント2】入手方法の確認

住宅用火災警報器等の取扱い店舗、ガス事業者等によるリース販売等の情報を市民に周知したり、管内の町会自治会・婦人（女性）防火クラブによる共同購入活動についても情報把握・情報提供することが必要です。（※住宅防火対策推進協議会のホームページ [http://www.jubo.go.jp] には、住宅用火災警報器等の取扱い店のリストが掲載されています。）

また、住宅用火災警報器等の購入先が分かると不適切な訪問販売等を防止することにも役立ちます。

### 【ポイント3】設置・維持の協力体制の工夫

高齢者などの世帯等では住宅用火災警報器等を購入しても設置することが困難、あるいは、維持管理できない場合も考えられます。このような場合に対応するためにも普段から地域の協力体制を整えておくことが必要です。なお、実際に設置等を行う際には、消防法令の基準を遵守することはもちろんですが、住宅の関係者と相談し、適切な場所に設置されるようにして下さい。

住宅防火対策は、継続的に実施することが必要です。

消防庁では、平成18年度に住宅用火災警報器等の設置・維持についての広報・普及啓発活動として住宅防火に関するシンポジウムの開催、広報資料の作成・配布、指導者用テキストの作成等を計画しています。また、市場機能の活用として平成15年の消防審議会答申にあった住宅用火災警報器等を設置した場合の住宅火災保険の割引制度が、4月から導入されるとともに、既存の公営住宅に対する国土交通省住宅局の地域住宅交付金制度の活用など、様々な取組みがスタートしています。

各消防本部においても消防団、婦人（女性）防火クラブ、自主防災組織その他地域に根ざした活動を展開する団体等と連携して継続的な取組みをお願いします。



住宅用火災警報器

## 広報テーマ

5月		6月	
①消防団活動への理解と協力の呼びかけ	防災課 救急企画室	①危険物安全週間	危険物保安室
②住民に対する応急手当の普及啓発	防災課	②住宅用火災警報器等の普及促進	予防課
③風水害への備え	防災課	③災害時要援護者対策の推進	防災課
④津波による災害の防止	防災課		
⑤地域安心安全ステーションの整備	防災課		

# 消防庁人事

平成18年3月31日付

氏名	新	旧
清 矢 守	退職	消防大学校長
吉 村 修	退職 (危険物保安技術協会業務企画部長へ)	予防課特殊災害室長
北 出 正 俊	長官付 退職 (名古屋市消防局参事(消防防災情報化施策)へ)	危険物保安技術協会業務企画部長
高 橋 徹	長官付 退職 (日本消防検定協会企画研究部長へ)	総務省自治行政局公務員部公務員課高齢対策室長
岸 野 誠 一	長官付 出向 (総務省大臣官房企画官へ) (退職)	独立行政法人消防研究所総務課長
山 下 亨	長官付 出向 (総務省大臣官房付へ) (日本消防検定協会企画研究部上席調査役)	(財)救急振興財団救急救命東京研修所総務部参事兼総務課長
高 橋 完 雄	長官付 退職 (東京消防庁丸の内消防署副署長へ)	独立行政法人日本原子力研究開発機構東海研究開発センター核燃料サイクル工学研究所保安管理部技術主幹
羽 白 淳	出向 (総務省大臣官房秘書課課長補佐へ) (茨城県企画部地域計画課長)	総務課課長補佐
尾 川 義 雄	総務課課長補佐 退職 (東京消防庁消防技術安全所危険物質検証課長へ)	独立行政法人消防研究所基盤研究部主任研究官
清 田 義 知	総務課課長補佐 退職 (兵庫県企画管理部災害対策局防災情報課長へ)	総務課主幹・総務課会計監査専門官事務取扱
加 藤 晃 一	総務課課長補佐 退職 (大阪市消防局予防部査察担当課長へ)	文部科学省研究開発局地震・防災研究課防災研究地域連携推進官
笠 井 健 司	出向 (総務省大臣官房秘書課主査へ) (地方公務員災害補償基金補償課主幹)	総務課表彰係長
磯 部 孝 之	総務課主査 退職 (東京消防庁予防部予防課課長補佐兼建築係長へ)	国土交通省住宅局建築指導課建築物防炎対策室防炎企画係長
廣 川 幹 浩	総務課 退職 ((財)自治体国際化協会)	独立行政法人消防研究所基盤研究部
小 川 大 介	出向 (総務省大臣官房秘書課へ) ((財)救急振興財団救急救命九州研修所総務課主査)	総務課
福 留 早 巳	出向 (総務省大臣官房付へ) (地方職員共済組合年金部審査第二課長)	消防・救急課理事官
小 此 木 哲 也	出向 (総務省大臣官房秘書課課長補佐へ) (首都高速道路林建設管理部土地評価・管理グループ上席メンバー)	消防・救急課主幹 併任 消防・救急課救急企画室主幹
佐々木 功 喜	退職 (横浜市安全管理局総務部人事課職員担当係長へ)	消防・救急課職員第一係長 併任 消防・救急課職員第二係長 併任 消防・救急課教養係長
中 本 敦 也	退職 (仙台市消防局警防部予防課長へ)	予防課違反処理対策官 併任 予防課課長補佐
高 井 基 文	退職 (大阪府危機管理室危機管理課課長補佐へ)	予防課課長補佐
北 野 順 也	退職 (日本消防検定協会試験部試験技術課主幹へ)	予防課規格係長 併任 予防課国際規格係長
高 橋 典 之	退職 (東京消防庁予防部予防課課長補佐兼予防対策担当係長へ)	予防課予防・調査係長
岡 田 勇 佑	退職 (京都市消防学校へ)	予防課
安 本 浩 浩	出向 (総務省大臣官房秘書課へ) (北海道企画振興部地域振興・計画局市町村課)	国民保護・防災部防災課
宮 脇 浩 史	退職 (鳥取県防災局防災危機管理課副主幹へ)	国民保護・防災部防災課国民保護運用室運用係長 併任 国民保護・防災部防災課国民保護運用室調整係長 併任 国民保護・防災部防災課国民保護運用室予日対策係長
佐 野 元 康	退職 (東京消防庁防災部水利課長へ)	国民保護・防災部防災課国民保護運用室運用係長 併任 国民保護・防災部防災課国民保護運用室調整係長 併任 国民保護・防災部防災課国民保護運用室予日対策係長
尾 崎 俊 之	退職 (奈良県知事公室防災統括室防炎第二係長へ)	国民保護・防災部防災課国民保護運用室運用係長 併任 国民保護・防災部防災課国民保護運用室調整係長 併任 国民保護・防災部防災課国民保護運用室予日対策係長
花 海 秀 樹	退職 (仙台市消防局警防部警防課警防係長へ)	国民保護・防災部防災課国民保護運用室運用係長 併任 国民保護・防災部防災課国民保護運用室調整係長 併任 国民保護・防災部防災課国民保護運用室予日対策係長
木 間 裕 康	退職 ((財)救急振興財団救急救命東京研修所総務部総務課長)	国民保護・防災部防災課国民保護運用室運用係長 併任 国民保護・防災部防災課国民保護運用室調整係長 併任 国民保護・防災部防災課国民保護運用室予日対策係長
塩 谷 壮 史	退職 (横浜市安全管理局消防訓練センター教育課へ)	国民保護・防災部防災課国民保護運用室運用係長 併任 国民保護・防災部防災課国民保護運用室調整係長 併任 国民保護・防災部防災課国民保護運用室予日対策係長
明 田 大 吾	退職 (北九州市消防局総務部訓練センター付へ) (福岡県消防学校)	国民保護・防災部参事官付
北 山 潔	退職 (広島市消防局予防部予防課課長補佐へ)	消防大学校調査研究部長 併任 教授
末 石 敏 治	出向 (総務省大臣官房付へ) (地方公務員災害補償基金経理課長)	消防大学校庶務課長
谷 本 義 明	出向 (総務省大臣官房秘書課課長補佐へ) ((財)地域創造参事)	消防大学校教授
山 本 勲	退職 (独立行政法人日本原子力研究開発機構東海研究開発センター核燃料サイクル工学研究所保安管理部危機管理課技術副主幹へ)	消防大学校助教授

平成18年4月1日付

三 好 勝 則	消防大学校長	国立大学法人香川大学大学院地域マネジメント研究科教授
室 崎 益 輝	消防大学校消防研究センター所長	独立行政法人消防研究所理事長
鈴 木 和 男	予防課消防技術政策室長	独立行政法人消防研究所事務局長
山 崎 一 樹	予防課特殊災害室長	総務省自治行政局自治政策課国際室長
青 木 信 之	出向 (総務省自治財政局財務調査課長へ)	国民保護・防災部防災課国民保護室長
濱 田 省 司	国民保護・防災部防災課国民保護室長	総務省大臣官房付
菊 地 健太郎	総務課課長補佐	総務省大臣官房秘書課課長補佐
竹 内 吉 彦	総務課課長補佐 出向 (内閣官房副長官補(安全・保障危機管理担当)付参事官補佐へ)	東京消防庁麻布消防署警防課長
早 川 和 一	総務課主幹・総務課会計監査専門官事務取扱	独立行政法人消防研究所総務課主幹
鳥 枝 浩 彰	総務課企画係長心得	札幌市消防局予防部指導課
向 山 秀 昭	出向 (総務省大臣官房総務課審査第二係長へ)	総務課広報係長
安 西 修	総務課広報係長	予防課危険物保安室企画調査係長
原 尻 賢 司	出向 (総務省大臣官房秘書課主査 併任 消防大学校庶務課主幹へ)	総務課会計第一係長 併任 総務課会計第二係長
佐 藤 茂	総務課会計第一係長 併任 総務課会計第二係長	総務省自治行政局選挙部管理課選挙管理第一係長 併任 自治行政局選挙部管理課電子投票係長
細 美 和 彦	総務課表彰係長	総務省大臣官房秘書課主査
高 橋 伸 二	出向 (総務省自治行政局選挙部政治資金課主幹 併任 自治行政局選挙部政治資金課収支公開室主幹 併任 自治行政局選挙部政治資金課政助成室主幹へ)	総務課主査 併任 総務省大臣官房総務課主査
池 上 治 樹	併任 総務課主査	総務省大臣官房秘書課主査 併任 大臣官房総務課主査
高 谷 博 文	総務課主査 出向 (国土交通省住宅局建築指導課建築物防炎対策室防炎企画係長へ)	東京消防庁江戸川消防署予防課予防係長
長 内 秀 樹	出向 (総務省自治財政局財政課企画係長へ)	総務課主査
内 海 隆 明	出向 (総務省自治行政局合併推進課へ)	総務課
田 中 俊 郎	総務課	総務省大臣官房秘書課
青 木 秀 幸	出向 (総務省大臣官房秘書課 併任 総務課へ)	総務課
酒 井 哲 也	総務課	総務省大臣官房秘書課
黒 川 真知子	併任 総務課	総務省大臣官房秘書課
新 納 恵 輔	併任 総務課	総務省大臣官房秘書課
小比類巻 啓吾	併任 総務課	総務省大臣官房秘書課 併任 大臣官房会計課
酒 井 正 晶	出向 (総務省自治財政局交付税課へ)	総務課
山 邊 賢 一	出向 (総務省自治税務局市町村税課へ)	総務課
富 田 宗 孝	総務課 出向 (総務省自治行政局自治政策課国際室へ)	独立行政法人消防研究所総務課
瀬 川 紀 子	出向 (総務省自治行政局公務員部福利課へ)	総務課 併任 総務省大臣官房秘書課
関 口 龍 海	併任 総務課	総務省大臣官房秘書課
田部 井 篤 史	併任 総務課	総務省大臣官房秘書課
木 村 由喜夫	総務課課長補佐 併任 消防大学校庶務課専門官	独立行政法人消防研究所総務課専門官 併任 研究企画部開発支援専門官
飯 野 育 子	総務課主査 出向 (総務省大臣官房秘書課主査 併任 消防大学校庶務課主査へ)	独立行政法人消防研究所総務課総務係長
松 島 秋 雄	総務課主査 出向 (総務省大臣官房秘書課主査 併任 消防大学校庶務課主査へ)	独立行政法人消防研究所総務課管理係長
古 川 広 紀	総務課主査 出向 (総務省大臣官房秘書課主査 併任 消防大学校庶務課主査へ)	独立行政法人消防研究所総務課会計係長
早 川 卓 也	総務課主査 出向 (総務省大臣官房秘書課主査 併任 消防大学校庶務課主査へ)	独立行政法人消防研究所総務課主査
上 田 真砂子	総務課主査 出向 (総務省大臣官房秘書課主査 併任 消防大学校庶務課主査へ)	独立行政法人消防研究所研究企画部主任

氏名	新	旧
川戸淳史	総務課 出向 (総務省大臣官房秘書課 併任 消防大学校庶務課へ)	独立行政法人消防研究所総務課
福田幸宏	総務課 出向 (総務省大臣官房秘書課 併任 消防大学校庶務課へ)	独立行政法人消防研究所総務課
渡邊明宏	総務課課長補佐 併任 消防大学校調査研究部専門官	独立行政法人消防研究所研究企画部企画調整官
坂本英昭	併任 総務課	総務省大臣官房秘書課 併任 大臣官房会計課
広庭忠雄	消防・救急課課長補佐	総務省大臣官房秘書課課長補佐
高井龍一	消防・救急課主幹 併任 消防・救急課救急企画室主幹	総務省自治税務局固定資産税課資産評価課資産評価専門官 併任 自治税務局固定資産税課資産評価課土地第一係長 併任 自治税務局固定資産税課資産評価課調査係長
黒岩大輔	消防・救急課職員第一係長 併任 消防・救急課職員第二係長 併任 消防・救急課教養係長	横浜市消防局都筑消防署仲町台消防出張所長
山野高寛	併任 予防課消防技術政策室	消防・救急課
高田深因穂	併任 消防・救急課	総務省大臣官房秘書課
久保田勝明	消防・救急課救急企画室課長補佐 併任 予防課消防技術政策室課長補佐	独立行政法人消防研究所基盤研究部主任研究官 併任 消防庁消防・救急課救急企画室課長補佐
高野一樹	出向 (総務省自治税務局固定資産税課へ)	消防・救急課救急企画室
上田真弓	消防・救急課救急企画室	総務省大臣官房秘書課
杉田憲英	出向 (総務省自治財政局財政課課長補佐 併任 消防庁予防課課長補佐へ)	予防課課長補佐
長谷川孝	予防課課長補佐	総務省大臣官房秘書課課長補佐
渡辺剛英	予防課違反処理対策官 併任 予防課課長補佐	仙台市消防局警防部予防課長
伊藤要	併任 予防課消防技術政策室主査	予防課設備係長
會田幸子	予防課予防係長	予防課危険物保安室危険物第二係長 併任 予防課危険物保安室危険物判定係長
村上真介	予防課	東京消防庁杉並消防署予防課
長岡丈道	出向 (総務省自治行政局選挙部選挙課へ)	予防課
松本欣也	予防課	総務省大臣官房秘書課
岡澤尚美	予防課 併任 総務省大臣官房秘書課	
山田哲郎	予防課消防技術政策室課長補佐	広島市消防局安佐北消防署予防課課長補佐
細川直史	予防課消防技術政策室主任研究官	独立行政法人消防研究所基盤研究部主任研究官
鈴木恵子	予防課消防技術政策室主任研究官	独立行政法人消防研究所基盤研究部主任研究官
笠原孝一	予防課消防技術政策室主査	東京消防庁予防部調査課調査技術担当係長
阿部伸之	予防課消防技術政策室	独立行政法人消防研究所基盤研究部
篠崎太郎	予防課危険物保安室企画調査係長	予防課特殊災害室
佐藤淳	予防課危険物保安室危険物第二係長 併任 予防課危険物保安室危険物判定係長	東京消防庁深川消防署予防課危険物係長
山口研悟	出向 (総務省自治財政局公営企業課地域企業経営企画室へ)	予防課危険物保安室 併任 予防課 併任 予防課特殊災害室
安藤高広	予防課危険物保安室 併任 予防課 併任 予防課特殊災害室	総務省大臣官房秘書課
鈴木健志	予防課危険物保安室 併任 総務省大臣官房秘書課	
齋藤景子	予防課特殊災害室企画係長	予防課特殊災害室
嶋田善康	予防課特殊災害室	千葉県企業庁管理部企業総務課
田辺康彦	出向 (総務省自治行政局自治政策課国際室課長補佐へ)	国民保護・防災部防災課災害対策官 併任 国民保護・防災部防災課課長補佐 併任 総務省自治行政局自治政策課国際室課長補佐
足達雅英	国民保護・防災部防災課災害対策官 併任 国民保護・防災部防災課課長補佐	総務省大臣官房秘書課課長補佐
中地弘幸	併任解除	国民保護・防災部防災課航空専門官 併任 国民保護・防災部参事官補佐
羽田和雄	出向 (国際統計専門官 (総務省政策統括官 (統計基準担当) 付) 国際統計管理官付) 併任 総務省政策統括官 (統計基準担当) 付) 統計企画管理官付 (普及指導担当) へ)	国民保護・防災部防災課防災企画係長
永作卓士	国民保護・防災部防災課防災企画係長	国民保護・防災部防災課震災対策係長
山崎実	国民保護・防災部防災課震災対策係長	統計審査担当主査 (総務省政策統括官 (統計基準担当) 付) 統計審査官 (統計基準・産業連関表・調査技術担当) 付)
所健一郎	併任 国民保護・防災部防災課原子力災害係長	国民保護・防災部防災課地域防災係長
竹崎孝二	併任 国民保護・防災部防災課	総務省大臣官房秘書課
秋山勝則	国民保護・防災部防災課	総務省大臣官房秘書課
坂越健一	出向 (総務省大臣官房秘書課課長補佐 併任 自治行政局公務員部福利課課長補佐へ)	国民保護・防災部防災課国民保護室課長補佐 併任 国民保護・防災部防災課国民保護運用室課長補佐
伊藤敬	国民保護・防災部防災課国民保護室課長補佐 併任 国民保護・防災部防災課国民保護運用室課長補佐	総務省大臣官房秘書課課長補佐
松田満	出向 (総務省自治行政局公務員部公務員課主幹 併任 自治行政局公務員部公務員課高齢対策室主幹へ)	国民保護・防災部防災課国民保護室企画係長 併任 国民保護・防災部防災課国民保護室企画係長
松岡秀法	国民保護・防災部防災課国民保護室企画係長 併任 国民保護・防災部防災課国民保護室企画係長	総務省大臣官房会計課庁舎管理室警備係長
滝明	出向 (文部科学省研究開発局地震・防災研究課防災研究地域連携推進官へ)	国民保護・防災部防災課国民保護運用室課長補佐
石田勝則	国民保護・防災部防災課国民保護運用室課長補佐 併任 国民保護・防災部防災課テロ対策専門官	兵庫県企画管理部防災企画局防災計画課主幹
柿山聡	国民保護・防災部防災課国民保護運用室調整係長	福岡市消防局中央消防署救急係長
中越康友	国民保護・防災部防災課国民保護運用室運用係長併任国民保護・防災部防災課国民保護運用室テロ対策係長	総務課企画係長
西原健治	国民保護・防災部防災課応急対策室課長補佐 併任 国民保護・防災部防災課地域情報把握専門官 併任 国民保護・防災部防災課国民保護運用室課長補佐	国民保護・防災部防災課テロ対策専門官 併任 国民保護・防災部防災課国民保護室課長補佐 併任 国民保護・防災部防災課国民保護運用室課長補佐
下島正幹	国民保護・防災部防災課応急対策室応急対策係長	総務省大臣官房秘書課主査
結城由夫	国民保護・防災部防災課応急対策室広域応援係長	仙台市消防局総務部総務課主査
吉岡正一	国民保護・防災部防災課防災情報室課長補佐	総務省大臣官房秘書課課長補佐
守谷謙一	併任解除	国民保護・防災部防災課防災情報室情報管理係長 併任 国民保護・防災部防災課原子力災害係長
西川亨	出向 (総務省自治財政局交付税課主幹 併任 自治財政局交付税課意見処理専門官へ)	国民保護・防災部参事官付主幹 併任 国民保護・防災部防災課応急対策室主幹 併任 国民保護・防災部防災課防災情報室主幹
山口篤行	国民保護・防災部参事官付主幹 併任 国民保護・防災部防災課応急対策室主幹 併任 国民保護・防災部防災課防災情報室主幹	総務省大臣官房秘書課主査
皆川義久	国民保護・防災部参事官付国際緊急援助係長 併任 国民保護・防災部参事官付国際協力係長	東京消防庁青梅消防署警防課消防係長
川田晴由	国民保護・防災部参事官付主査	奈良県商工労働部商工課主査
吉田敏治	消防大学校調査研究部長 併任 消防大学校教務部長 併任 教授	消防大学校教務部長併任教授
飯塚謙二	消防大学校庶務課長	総務省大臣官房付
木平秀夫	消防大学校教授	東京消防庁八王子消防署警防課長
白石暢彦	消防大学校教授 併任 予防課消防技術政策室課長補佐	独立行政法人消防研究所火災原因調査室調整官 併任 総務課課長補佐
児山文一	消防大学校調査研究部専門官	国民保護・防災部参事官付国際緊急援助係長 併任 国民保護・防災部参事官付国際協力係長
坂爪大慈	併任 消防大学校庶務課	総務省大臣官房秘書課
松原美之	消防大学校消防研究センター研究統括官	独立行政法人消防研究所研究統括官・研究企画部長事務取扱
関沢愛	消防大学校消防研究センター火災災害調査部長	独立行政法人消防研究所上席研究官
吉原浩	消防大学校消防研究センター火災災害調査部主幹研究官	独立行政法人消防研究所基盤研究部施設安全研究グループ長
田村裕之	消防大学校消防研究センター火災災害調査部調整官	東京消防庁科学技術研究所第三研究室長
佐村祐子	消防大学校消防研究センター火災災害調査部火災災害調査官 併任 消防研究センター技術研究部主幹研究官	独立行政法人消防研究所基盤研究部主幹研究官
内藤浩由	消防大学校消防研究センター火災災害調査部火災災害調査官 併任 消防研究センター技術研究部	独立行政法人消防研究所基盤研究部 併任 火災原因調査室専門調査員
山田實	消防大学校消防研究センター技術研究部長	独立行政法人消防研究所基盤研究部長 併任 プロジェクト研究部第四プロジェクトリーダー
箭内英治	消防大学校消防研究センター技術研究部上席研究官 併任 消防研究センター火災災害調査部専門調査官	独立行政法人消防研究所基盤研究部火災研究グループ長 併任 火災原因調査室専門調査員
古積博	消防大学校消防研究センター技術研究部上席研究官 併任 消防研究センター火災災害調査部専門調査官	独立行政法人消防研究所基盤研究部物質安全研究グループ長 併任 プロジェクト研究部第二プロジェクトリーダー 併任 火災原因調査室専門調査員
渡部勇市	消防大学校消防研究センター技術研究部上席研究官	独立行政法人消防研究所基盤研究部建築防火研究グループ長
座間信作	消防大学校消防研究センター技術研究部上席研究官	独立行政法人消防研究所基盤研究部防災研究グループ長 併任 プロジェクト研究部第一プロジェクトリーダー
鶴田俊	消防大学校消防研究センター技術研究部上席研究官 併任 消防研究センター火災災害調査部専門調査官	独立行政法人消防研究所基盤研究部特殊火災研究グループ長 併任 プロジェクト研究部第三プロジェクトリーダー 併任 火災原因調査室専門調査員
天野久徳	消防大学校消防研究センター技術研究部主幹研究官	独立行政法人消防研究所基盤研究部消防機械研究グループ長

氏名	新	旧
岩田 雄 策	消防大学校消防研究センター技術研究部主任研究官 併任 消防研究センター火災災害調査部専門調査官	独立行政法人消防研究所基盤研究部主任研究官
西 晴 樹	消防大学校消防研究センター技術研究部主任研究官 併任 消防研究センター火災災害調査部専門調査官	独立行政法人消防研究所基盤研究部主任研究官 併任 火災原因調査室専門調査員 併任 研究企画部
畑 山 健	消防大学校消防研究センター技術研究部主任研究官 併任 消防研究センター火災災害調査部専門調査官	独立行政法人消防研究所基盤研究部主任研究官 併任 研究企画部研究調整係長 併任 火災原因調査室専門調査員
新井場 公 徳	消防大学校消防研究センター技術研究部主任研究官 併任 消防研究センター火災災害調査部専門調査官	独立行政法人消防研究所基盤研究部主任研究官 併任 研究企画部開発支援係長
鈴木 健	消防大学校消防研究センター技術研究部主任研究官 併任 消防研究センター火災災害調査部専門調査官	独立行政法人消防研究所基盤研究部主任研究官
高 梨 健 一	消防大学校消防研究センター技術研究部 併任 消防研究センター火災災害調査部専門調査官	独立行政法人消防研究所基盤研究部 併任 火災原因調査室専門調査員
篠原 雅 彦	消防大学校消防研究センター技術研究部 併任 消防研究センター火災災害調査部専門調査官	独立行政法人消防研究所基盤研究部 併任 火災原因調査室専門調査員
山田 常 圭	消防大学校消防研究センター研究企画部長	独立行政法人消防研究所プロジェクト研究部長・プロジェクト研究部第五プロジェクトリーダー 事務取扱
金 田 節 夫	消防大学校消防研究センター研究企画部調整官 併任 消防研究センター技術研究部主幹研究官	独立行政法人消防研究所基盤研究部救急研究グループ長
河 関 大 祐	消防大学校消防研究センター研究企画部主幹研究官 併任 消防研究センター技術研究部主幹研究官	独立行政法人消防研究所基盤研究部感知通報研究グループ長
松 島 早 苗	消防大学校消防研究センター研究企画部研究支援専門官 併任 消防研究センター技術研究部主任研究官	独立行政法人消防研究所基盤研究部主任研究官
寒 川 幸 平	消防大学校消防研究センター研究企画部主任研究官	独立行政法人消防研究所基盤研究部主任研究官

平成18年4月7日付

長 嶋 敏 昭	辞職（東京消防庁参事兼指導広報部広報課長事務取扱へ）	長官付
---------	----------------------------	-----

## 3月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防予第 88号	平成18年3月 1日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	エアゾール式簡易消火具の不具合(破裂事故)の原因調査結果及び取扱い等に係る注意喚起について
消防災第 80号	平成18年3月 2日	関係都道府県消防防災主管部長	消防庁防災課長	融雪出水期における防災体制の強化について
消防応第 32号	平成18年3月 3日	東京消防庁・各政令指定都市消防長 各県代表消防本部消防長	消防庁応急対策室長	緊急消防援助隊動態情報システム可搬型端末の無償使用に係る 手続について
消防予第103号	平成18年3月10日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	スプリンクラー設備等におけるループ配管の取扱いについて
消防予第110号	平成18年3月17日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	多段式の自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置について
消防予第115号	平成18年3月17日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	平成17年(1月～12月)における住宅火災による死者数の急増を 踏まえた緊急的な住宅防火対策の実施について
消防危第 84号 消防特第 26号	平成18年3月17日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁危険物保安室長 消防庁特殊災害室長	危険物オンライン処理システムに関する質疑回答について
消防危第 85号	平成18年3月17日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の公布について
消防災第 98号 消防国第 7号 消防運第 7号 消防情第 68号	平成18年3月17日	各都道府県知事	消防庁国民保護・防災部長	市町村の国民保護及び関連する防災施策の推進に当たっての留意点 について
消防特第 31号	平成18年3月23日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁特殊災害室長	石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律等の運用 について
消防災第112号	平成18年3月27日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁長官	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を 改正する政令の施行について(通知)
消防災第113号	平成18年3月27日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	市(町村)消防団員等公務災害補償条例(例)の一部改正について
消防災第114号	平成18年3月27日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁長官	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部 を改正する政令の施行について(通知)
消防災第115号	平成18年3月27日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	市(町村)非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例 (例)の一部改正について
消防予第121号 消防危第 87号	平成18年3月27日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長 消防庁危険物保安室長	ガス系消火剤のデータベース登録に関する消防機関の対応について
消防特第 33号	平成18年3月28日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁特殊災害室長	大容量泡放水砲用泡消火薬剤の基準を定める件の施行について
消防災第110号	平成18年3月28日	都道府県知事	消防庁次長	災害時要援護者の避難対策について
消防予第122号	平成18年3月28日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	防火対象物の防火安全対策における建築行政機関との連携の推 進について
消防参第 35号	平成18年3月28日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁長官	救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令の一部を改正 する省令の公布等について
消防特第 36号	平成18年3月29日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令等 の施行について
消防特第 37号	平成18年3月29日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁特殊災害室長	石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令等 の運用について
消防予第126号	平成18年3月29日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	消防法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う関係告示 (非常電源関係)の改正及び制定について(通知)
消防消第 43号	平成18年3月29日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁消防・救急課長	消防吏員の階級準則及び消防団員の階級準則の一部改正について
消防消第 45号	平成18年3月29日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁消防・救急課長	消防署長の資格に係る教育訓練及びその期間を定める告示の一 部改正について
消防危第 89号	平成18年3月30日	各都道府県主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	平成18年度危険物事故防止アクションプランの取組みについて
消防危第 90号	平成18年3月30日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁危険物保安室長	機械により荷役する構造を有する運搬容器の特例の運用について
消防救第 47号	平成18年3月31日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁救急企画室長	救急需要対策について(通知)
消防救第 48号	平成18年3月31日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁救急企画室長	患者等搬送事業指導基準等の一部改正について
消防災第119号	平成18年3月31日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁防災課長	消防団と事業所の協力体制の推進について
消防災第124号	平成18年3月31日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防災課長	災害対策基本法第2条第5号の規定により内閣総理大臣が指定 する指定公共機関について
消防災第132号	平成18年3月31日	関係道県知事	消防庁次長	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の決定 に伴う防災対策の推進について
消防災第133号	平成18年3月31日	関係道県消防防災主管部長	消防庁防災課長	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画の作成について
消防災第134号	平成18年3月31日	関係道県消防防災主管部長	消防庁防災課長	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画及び日本海溝・ 千島海溝周辺海溝型地震防災規程作成の手引について
消防災第135号	平成18年3月31日	関係道県消防防災主管部長	消防庁防災課長	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画を作成すべき者 について
消防予第136号 消防危第 93号 消防特第 42号 消防災第136号	平成18年3月31日	関係道県消防防災主管部長	消防庁予防課長 消防庁危険物保安室長 消防庁特殊災害室長 消防庁防災課長	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に 関する特別措置法に基づく日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防 災対策基本計画の作成について

氏名	新	旧
岩田 雄 策	消防大学校消防研究センター技術研究部主任研究官 併任 消防研究センター火災災害調査部専門調査官	独立行政法人消防研究所基盤研究部主任研究官
西 晴 樹	消防大学校消防研究センター技術研究部主任研究官 併任 消防研究センター火災災害調査部専門調査官	独立行政法人消防研究所基盤研究部主任研究官 併任 火災原因調査室専門調査官 併任 研究企画部
畑 山 健	消防大学校消防研究センター技術研究部主任研究官 併任 消防研究センター火災災害調査部専門調査官	独立行政法人消防研究所基盤研究部主任研究官 併任 研究企画部研究調整係長 併任 火災原因調査室専門調査官
新井場 公 徳	消防大学校消防研究センター技術研究部主任研究官 併任 消防研究センター火災災害調査部専門調査官	独立行政法人消防研究所基盤研究部主任研究官 併任 研究企画部開発支援係長
鈴木 健	消防大学校消防研究センター技術研究部主任研究官 併任 消防研究センター火災災害調査部専門調査官	独立行政法人消防研究所基盤研究部主任研究官
高 梨 健 一	消防大学校消防研究センター技術研究部 併任 消防研究センター火災災害調査部専門調査官	独立行政法人消防研究所基盤研究部 併任 火災原因調査室専門調査官
篠原 雅 彦	消防大学校消防研究センター技術研究部 併任 消防研究センター火災災害調査部専門調査官	独立行政法人消防研究所基盤研究部 併任 火災原因調査室専門調査官
山田 常 圭	消防大学校消防研究センター研究企画部長	独立行政法人消防研究所プロジェクト研究部長・プロジェクト研究部第五プロジェクトリーダー 事務取扱
金 田 節 夫	消防大学校消防研究センター研究企画部調整官 併任 消防研究センター技術研究部主幹研究官	独立行政法人消防研究所基盤研究部救急研究グループ長
河 関 大 祐	消防大学校消防研究センター研究企画部主幹研究官 併任 消防研究センター技術研究部主幹研究官	独立行政法人消防研究所基盤研究部感知通報研究グループ長
松 島 早 苗	消防大学校消防研究センター研究企画部研究支援専門官 併任 消防研究センター技術研究部主任研究官	独立行政法人消防研究所基盤研究部主任研究官
寒 川 幸 平	消防大学校消防研究センター研究企画部主任研究官	独立行政法人消防研究所基盤研究部主任研究官

平成18年4月7日付

長 嶋 敏 昭	辞職（東京消防庁参事兼指導広報部広報課長事務取扱へ）	長官付
---------	----------------------------	-----

## 3月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防予第 88号	平成18年3月 1日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	エアゾール式簡易消火具の不具合(破裂事故)の原因調査結果及び取扱い等に係る注意喚起について
消防災第 80号	平成18年3月 2日	関係都道府県消防防災主管部長	消防庁防災課長	融雪出水期における防災体制の強化について
消防応第 32号	平成18年3月 3日	東京消防庁・各政令指定都市消防長 各県代表消防本部消防長	消防庁応急対策室長	緊急消防援助隊動態情報システム可搬型端末の無償使用に係る 手続について
消防予第103号	平成18年3月10日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	スプリンクラー設備等におけるループ配管の取扱いについて
消防予第110号	平成18年3月17日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	多段式の自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置について
消防予第115号	平成18年3月17日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	平成17年(1月～12月)における住宅火災による死者数の急増を 踏まえた緊急的な住宅防火対策の実施について
消防危第 84号 消防特第 26号	平成18年3月17日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁危険物保安室長 消防庁特殊災害室長	危険物オンライン処理システムに関する質疑回答について
消防危第 85号	平成18年3月17日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の公布について
消防災第 98号 消防国第 7号 消防運第 7号 消防情第 68号	平成18年3月17日	各都道府県知事	消防庁国民保護・防災部長	市町村の国民保護及び関連する防災施策の推進に当たっての留意点 について
消防特第 31号	平成18年3月23日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁特殊災害室長	石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律等の運用 について
消防災第112号	平成18年3月27日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁長官	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を 改正する政令の施行について(通知)
消防災第113号	平成18年3月27日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	市(町村)消防団員等公務災害補償条例(例)の一部改正について
消防災第114号	平成18年3月27日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁長官	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部 を改正する政令の施行について(通知)
消防災第115号	平成18年3月27日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	市(町村)非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例 (例)の一部改正について
消防予第121号 消防危第 87号	平成18年3月27日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長 消防庁危険物保安室長	ガス系消火剤のデータベース登録に関する消防機関の対応について
消防特第 33号	平成18年3月28日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁特殊災害室長	大容量泡放水砲用泡消火薬剤の基準を定める件の施行について
消防災第110号	平成18年3月28日	都道府県知事	消防庁次長	災害時要援護者の避難対策について
消防予第122号	平成18年3月28日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	防火対象物の防火安全対策における建築行政機関との連携の推 進について
消防参第 35号	平成18年3月28日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁長官	救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令の一部を改正 する省令の公布等について
消防特第 36号	平成18年3月29日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令等 の施行について
消防特第 37号	平成18年3月29日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁特殊災害室長	石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令等 の運用について
消防予第126号	平成18年3月29日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	消防法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う関係告示 (非常電源関係)の改正及び制定について(通知)
消防消第 43号	平成18年3月29日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁消防・救急課長	消防吏員の階級準則及び消防団員の階級準則の一部改正について
消防消第 45号	平成18年3月29日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁消防・救急課長	消防署長の資格に係る教育訓練及びその期間を定める告示の一 部改正について
消防危第 89号	平成18年3月30日	各都道府県主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	平成18年度危険物事故防止アクションプランの取組みについて
消防危第 90号	平成18年3月30日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁危険物保安室長	機械により荷役する構造を有する運搬容器の特例の運用について
消防救第 47号	平成18年3月31日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁救急企画室長	救急需要対策について(通知)
消防救第 48号	平成18年3月31日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁救急企画室長	患者等搬送事業指導基準等の一部改正について
消防災第119号	平成18年3月31日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁防災課長	消防団と事業所の協力体制の推進について
消防災第124号	平成18年3月31日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防災課長	災害対策基本法第2条第5号の規定により内閣総理大臣が指定 する指定公共機関について
消防災第132号	平成18年3月31日	関係道県知事	消防庁次長	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の決定 に伴う防災対策の推進について
消防災第133号	平成18年3月31日	関係道県消防防災主管部長	消防庁防災課長	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画の作成について
消防災第134号	平成18年3月31日	関係道県消防防災主管部長	消防庁防災課長	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画及び日本海溝・ 千島海溝周辺海溝型地震防災規程作成の手引について
消防災第135号	平成18年3月31日	関係道県消防防災主管部長	消防庁防災課長	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画を作成すべき者 について
消防予第136号 消防危第 93号 消防特第 42号 消防災第136号	平成18年3月31日	関係道県消防防災主管部長	消防庁予防課長 消防庁危険物保安室長 消防庁特殊災害室長 消防庁防災課長	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に 関する特別措置法に基づく日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防 災対策基本計画の作成について

## 編集発行／消防庁総務課

住 所 東京都千代田区霞が関2-1-2 (〒100-8927)  
電 話 03-5253-5111  
ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

※「消防の動き」は、消防庁のホームページでもご覧いただけます。

編集協力／(株)近代消防社